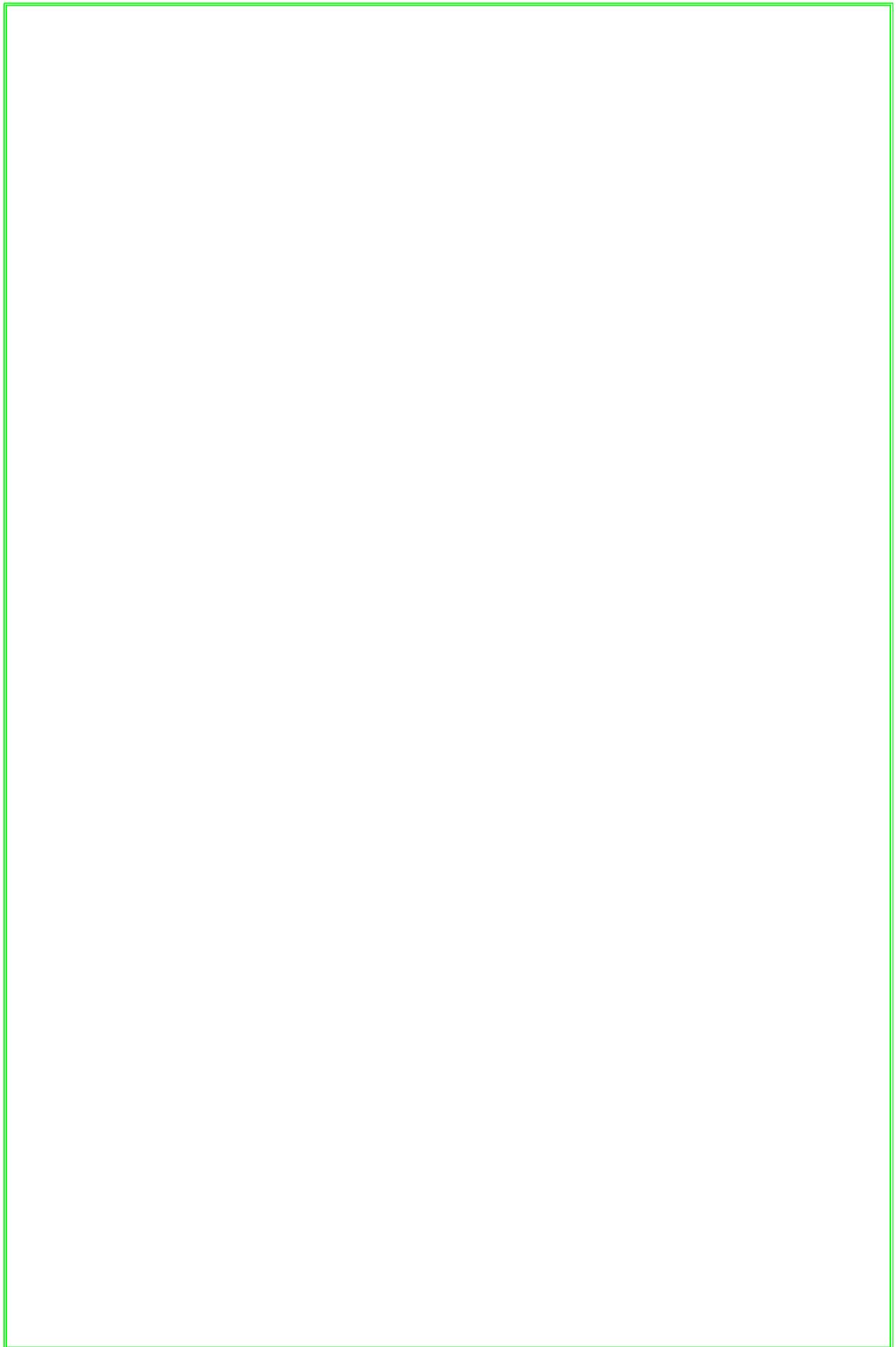


延岡市国土強靱化地域計画

延 岡 市

令和2年5月



序 章 国土強靱化の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

我が国では、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の地震災害、毎年のように発生する台風・豪雨災害など、これまでに数多くの大規模自然災害に見舞われ、そして、災害から長い時間をかけ復旧と復興を繰り返してきました。

近い将来発生するとされている南海トラフを震源とする巨大地震や首都直下地震等に対し、これまでの災害対応で得た教訓を生かすことを目的に、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が施行されました。

そして、災害に負けない強さと、迅速に回復するしなやかさを併せ持つ国づくりを推進する必要があるとの観点から、平成 26 年 6 月に、国土の強靱化に関係する個々の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が策定されました。

国土強靱化は国、地方公共団体、民間事業者、そして国民が一丸となり取り組むことが必要であり、それぞれの立場を尊重しつつ連携する体制を構築する必要があります。

これらを踏まえ延岡市では、今後発生すると考えられる自然災害に備え「延岡市国土強靱化地域計画（以下「市計画」という。）を策定しました。

市計画は、国の基本計画や宮崎県国土強靱化地域計画と調和を図りつつ、本市の地勢・環境・規模等に即したものとし、災害から市民の命と財産を守り、迅速に復旧・復興が可能となるよう「強さ」と「しなやかさ」を持った延岡市を目指すための各計画の指針として策定しました。

2 計画の位置づけ

市計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画にあたるものであり、本市における国土強靱化に関し、延岡市長期総合計画との整合を図りながら、地域防災計画をはじめとする本市が有する様々な分野の計画等の指針となるものです。

第1章 延岡市の地域特性

1 本市の位置と地勢等

(1) 本市の位置

延岡市は、宮崎県の北部に位置し、北は大分県佐伯市に、西は西臼杵郡日之影町、南は東臼杵郡門川町に、東は日向灘に接しています。

東西約48km、南北約39kmに及び、総面積は868.02km²で、宮崎県の総面積の約11%を占め、九州で2番目に広い面積を有しています。本市は、西に祖母傾国立公園の山並を望み、東には日豊海岸国立公園のリアス式海岸を織り成し、市内を五ヶ瀬川、祝子川、北川などの清流が貫流し、また市街地を一望できる愛宕山を有する風光明媚で自然豊かな都市であるといえます。

(2) 本市の地勢

本市は、九州南部を西南から東北にかけて斜層する四万十層の山地が、宮崎市から日向市にいたる平坦な海岸線と交差する部分にあたるため、東の海岸線は山地が海に迫るリアス式海岸を形成し、市の西方から北方にかけては、九州の脊梁を成す九州山地が県境に横たわっています。

市域を貫流する主要な河川としては、九州山地に源を発して東流する五ヶ瀬川、大崩山を源とする祝子川、大分県から南流する北川があり、河口で合流し日向灘へと注いでいます。

地目別に土地利用状況を見ると、森林が73,697ha、農用地が3,332haであり、総面積の約89%を占めています。行政面積から森林、湖沼を除いたいわゆる可住地面積は13haとなり可住地面積率は0.01%となります。

(3) 気候の特性

本市は温暖多雨の南海型に属し、黒潮の影響により冬は暖かく、年間の平均気温は16℃前後で平地部では年間を通してほとんど降雪はみられません。また、年間降水量は2,400mmを超え平均湿度も70%前後と多雨多湿にありますが、冬季でも日照時間が長いことから年間日照時間も2,100時間を超える恵まれた気候となっています。

また、本市における最大日降水量は、延岡363.5mm(2001.10.16)、古江417mm(2001.10.16)、北方363.5mm(2014.8.2)となっており、梅雨前線や台風の大雨により土砂災害や河川の氾濫等の災害が発生し、人的な被害を含め家屋や田畑に大きな被害を及ぼしています。

2 人口動態等

(1) 人口の推移

平成 27 年の国勢調査では、本市の総人口は 125,159 人となっています。都市化とともに急激に増加し、昭和 55 年には 154,881 人と着実な増加を見せましたが、その後は減少傾向が続いています。

また、平成 22 年から平成 27 年にかけての減少率は 4.6%となっています。年少人口（0～14 歳）と生産年齢人口（15～64 歳）はともに減少が続いています。また、高齢化率（人口に占める 65 歳以上人口の割合）は平成 27 年で 31.2%と、3 人に 1 人が高齢者となっています。

(2) 産業構造

本市の就業者の数は、昭和 45 年をピークに徐々に減少の傾向にあります。産業別就業者比率の推移でみると、平成 2 年から 27 年にかけて第 1 次産業及び第 2 次産業の割合が低下し、第 3 次産業の割合が増加しています。

本市における従業者数については、「医療・福祉」「卸売・小売業」「製造業」の順に多くなっています。

3 過去の災害と想定される災害

(1) 本市の過去の災害

本市は沿岸部に位置し、五ヶ瀬川流域の河岸段丘に沿って発展してきました。

過去の地震による被害については、宮崎県では日向灘を中心とした周期的に発生する地震をはじめ各所で地震が発生していますが、古くは 1662 年（寛文 2 年）の地震にともなって津波が発生し、200 人以上の死者を含む大被害をもたらしている。

その一方、五ヶ瀬川流域で急峻な山間地に沿うようにして住民の生活圏があるため、台風や豪雨により河川沿いの低地では浸水被害が発生しており、平成 9 年や平成 17 年には河川の急激な増水による家屋の浸水・溢水が発生し、甚大な被害となりました。

(2) 本市に被害を及ぼすと想定される災害

①地震

本市はユーラシアプレート上に位置し、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈み込むことによって発生する地震が、過去十数年から数十年間隔で発生するという地震活動が活発な地域に含まれています。

この領域を震源とする日向灘地震は、今後30年以内にマグニチュード7.6前後の地震が10%程度、マグニチュード7.1前後の地震が70~80%の確率で発生するとされており、本市に大きな被害を及ぼす可能性があります。

さらに駿河湾から日向灘まで伸びる南海トラフと呼ばれる海溝では、歴史上たびたび大きな地震が発生しており、南海トラフで科学的に考えられる最大クラス（マグニチュード9）の地震である「南海トラフ巨大地震」が発生した場合、甚大な被害が想定されています。

②風水害

台風はほぼ毎年のように接近・通過しており、近年、地球温暖化の影響等により1時間当たりの雨量が50mmを上回る豪雨が全国的に増加するなど、雨の降り方が局地化、集中化、激甚化しており、市内でもこれまでにない洪水や土砂災害等の発生が懸念されます。

ア 河川洪水

本市には、東西に長く伸びる五ヶ瀬川・祝子川、南北に伸びる北川が流れており、上流部には星山ダム、祝子ダム、北川ダム等が建設されています。

近年では、これらのダムの洪水調整により住家が浸水するような被害はほとんど発生していませんでしたが、平成9年の大水害では洪水調整を上回る豪雨により本市に甚大な被害が発生しました。

その後、河川改修工事が実施され、今後洪水被害を抑制できるものと考えられますが、大水害と同規模もしくはそれ以上の長期間豪雨が発生した場合は、さらなる被害が発生すると考えられます。

イ 土砂災害

本市は急峻な山に囲まれた中山間地も存在し、土砂災害危険区域等の指定されている地域が多くあります。そのため、降雨期や台風により毎年のように小規模ではありますが土砂災害が発生し、時には大きな被害が発生することもあります。

過去の大きな災害は記録されていませんが、平成19年7月に富美山町にて法面が崩壊し、13世帯32人の住民に避難勧告が出されるという事態が生じました。

今後、長期間豪雨が続いた場合、深層崩壊などにより集落を飲み込むような大規模災害が発生することが考えられます。

③大規模火災

本市には大火の記録は残されていませんが、宮崎県では大規模火災の記録が多く残されています。近年、県内での大規模火災は少なくなってきていますが、平成 28 年に新潟県糸魚川市で発生した大規模火災は、対岸の火事などではなく、気象条件や出火場所によっては、本市においても大規模火災の発生が十分考えられます。

また、本市は総面積の約 84.9%が山林であることから、車両の進入が困難な場所で山林火災が発生した場合の被害は甚大なものとなります。

第2章 延岡市の地域強靱化に向けた基本目標等

1 地域強靱化の基本目標等

本市は、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた地域強靱化を推進するため、以下の4つの「基本目標」と基本目標を達成するため8つの「事前に備えるべき目標」を定めることとします。

(1) 基本目標

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

(2) 事前に備えるべき目標

- ①直接死を最大限防ぐ。
- ②救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。
- ③必要不可欠な行政機能は確保する。
- ④必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。
- ⑤経済活動を機能不全に陥らせない。
- ⑥ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。
- ⑦制御不能な二次災害を発生させない。
- ⑧社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

2 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

起きてはならない最悪の事態に関しては、対象とするリスク及び本市の特性を踏まえ「起きてはならない最悪の事態」を7ページのとおりとしました。

また、リスクシナリオを回避するために必要な施策分野として、以下の9つを設定しました。

- | | | |
|-------------|--------|----------|
| ①行政機能／消防等 | ②住宅・都市 | ③保健医療・福祉 |
| ④エネルギー・情報通信 | ⑤産 業 | ⑥交通・物流 |
| ⑦農林水産 | ⑧国土保全 | ⑨環 境 |

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態		発生時	発生直後	復旧	復興
1. 人命の保護が最大限図られる	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	▶			
		1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災				
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生				
		1-4	台風・集中豪雨等の異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水				
		1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり本市の脆弱性が高まる事態				
		1-6	情報伝達の不備や防災意識の不足等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生				
	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1	被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	▶			
		2-2	避難所等の機能不全などにより被災者の生活が困難となる事態				
		2-3	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生				
		2-4	自衛隊、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足				
		2-5	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶				
		2-6	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足				
		2-7	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺				
		2-8	被災地における疫病・感染症等の大規模発生				
	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市町村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	▶			
	4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	▶			
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態				
	5 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下や金融サービス機能等の停止による市内経済の停滞	▶			
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止				
		5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等				
		5-4	広域交通ネットワークが分断する等、基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能停止				
		5-5	食糧等の安定供給の停滞				
	6 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や燃料、LPガスサプライチェーンの機能停止	▶			
6-2		上水道水等の長期間にわたる供給停止					
6-3		汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止					
6-4		地域交通ネットワークが分断する事態					
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生	▶				
	7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生					
	7-3	沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺					
	7-4	ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生					
	7-5	有害物資の大規模拡散・流出					
	7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大					
	7-7	風評被害等による地域経済等への甚大な影響					
8 大規模自然災害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	▶				
	8-2	道路啓開、家屋被害調査等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態					
	8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態					
	8-4	高速道路・鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態					
	8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生による復旧・復興が大幅に遅れる事態					
	8-6	住居や就労の確保、事業再開等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態					

3 地域強靱化を進めるうえでの基本的な方針

本市の強靱化を進めるうえで、国土強靱化の理念を踏まえ、「基本計画」において定められている、「事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な地域づくり」について、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下に掲げる事項を主な趣旨とする基本的な方針に基づき推進します。

(1) 地域強靱化の取り組み姿勢

- ①本市の強靱化を損なう根本原因をあらゆる側面から分析し、対策を講じる。
- ②短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的な取組にあたる。
- ③各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化する。
- ④本市の潜在力、抵抗力、回復力及び適応力を強化する。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ①災害リスクや地域の状況等に応じ、施設整備や耐震化等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ効果的に施策を推進する。
- ②国、県、市、住民及び事業者等が連携し、役割分担して取り組む。
- ③非常時だけでなく、平時より有効に活用されるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- ①住民の需要の変化や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図る。
- ②限られた資金を有効に活用するため、民間資金の積極的な活用を図る。
- ③施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資する。
- ④人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進する。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ①地域コミュニティの活性化と強靱化推進の担い手が活動できる環境整備に努める。
- ②女性、高齢者、子ども（乳幼児）、障害者及び外国人等に配慮する。
- ③地域の特性に応じ、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

第3章 脆弱性評価

1 想定されるリスク

市民の生活に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害の他に、原子力災害などの大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定されますが、国の基本計画の想定が大規模自然災害とされていること、本県に甚大な被害をもたらす南海トラフ巨大地震等が発生する可能性があることとされていること等を踏まえ、市計画においては大規模自然災害を想定することとしました。

2 脆弱性評価

39 個の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために有効な現在行っている施策を踏まえ、各施策の取組状況や課題を整理し、現行の施策で対応が十分かどうか、現状の脆弱性を総合的に分析・評価しました。評価に当たっては、できる限り進捗状況を示す指標を活用しました。

(1) リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果概要

1-1 大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

【脆弱性の評価】

- 大規模災害においては、市民一人ひとりが平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であるが、市民の備えや防災意識はまだ低い状況にあるため、更なる啓発が必要である。
- 大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切であることから、本市における自主防災組織の充実強化を促進するとともに、地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の育成を推進する必要がある。
- 企業等が地域の一員として平常時から自治体や消防団、自主防災組織等と連携を深める必要がある。
- 住宅用火災警報器の設置はある程度進んでいるが、法律による義務化以前に建築された住宅への設置が課題であり、設置を促進する必要がある。また、通電後の火災を防ぐため、感震ブレーカーの設置についても促進する必要がある。
- 高齢者・障がい者・こども関連施設において非常災害に関する具体的計画の作成、避難体制の整備を行うとともに、定期的な従業者への周知及び避難訓練を行う必要がある。
- 認知症高齢者グループホーム等の高齢者施設では、入居者の安全を確保するために施設の防災機能を向上させる必要がある。

- 本市において、災害発生時に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難のため、特に支援を必要とする避難行動要支援者名簿の作成、及び避難行動要支援者一人ひとりの個別支援計画の作成を促進する必要がある。
- 個別支援計画に基づく災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、平常時から住民同士の顔の見える関係を作るなど、地域の防災力を高めておくこととともに、防災や福祉、保健、医療等の各分野の関係者や機関同士が連携して取り組む必要がある。
- 住宅の耐震化率は年々向上しているものの、耐震化の必要性について引き続き啓発活動を行うとともに、木造住宅耐震化リフォーム推進事業の周知に努め、さらに制度拡充を図ることで活用を促していく必要がある。
- 耐震改修促進法に基づく特定建築物等の耐震化率は年々向上しているものの、公共建築物に比べ民間建築物の耐震化率は低い状況にあることから、更なる耐震化を進める必要がある。
- 耐震診断が義務付けられた民間の大規模建築物については、早期に安全性を確認する必要があるため、建築物耐震化促進事業の推進により、特に耐震化を促進する必要がある。
- 耐震診断が義務付けられていない市庁舎等の防災拠点建築物、その他不特定多数が利用する施設についても耐震化を促進する必要がある。
- 市立学校の耐震化率は100%であるが、災害時には避難所等にも利用されることから、非構造部材の耐震化や施設の老朽化対策を着実に推進する必要がある。
- 避難場所に指定された都市公園の計画的な更新・補修を行うことにより、安心な都市空間の形成を図る必要がある。
- 学校施設において、災害発生時の児童生徒の安全確保及び、避難所として継続的に運用できるように、学校施設の非構造部材の耐震対策等を進める必要がある。
- 学校施設は災害時に避難所等としても利用されることから、利便性を向上するための老朽化対策等を進める必要がある。
- 土地区画整理事業等により、大規模地震等において延焼を防いだり、一時避難場所等の防災空間となる道路・公園等の整備を進めていく必要がある。
- 市街地等において、避難路となる街路の整備を計画的に進めていく必要がある。
- 大規模地震時に被害を受けやすい電柱の脆弱性を解消する必要がある。
- 大規模盛土造成地の崩壊による災害を防止し、宅地造成が行われた土地の安全性を確保するため、本市における位置図の作成・公表を促進する必要がある。
- 耐震性の低いガス管が埋設されている施設においては、地震等による破損により、火災や爆発が発生することが想定される。そのため、市有施設の敷地内の埋設ガス管の耐震化を進める必要がある。
- 大規模災害が発生した場合、不特定多数の者が利用する中小企業の建築物の倒壊

により多数の人的被害が想定されるため、特に耐震化を推進する必要がある。
○大規模地震等が発生した場合、鉄道等の交通施設の倒壊により、人命はもとより、避難や応急対策に障害がおよぶおそれがあるため、施設の耐震化や防災対策の強化を国や事業者に対して働きかける必要がある。

【現在の水準を示す指標】

市民意識調査における災害の備えをしている人の割合：43.7%（H30）
自主防災組織活動カバー率：82.73%（R1）
防災士数：4800人（R2）※県内
火災警報器設置率：84%（R1）
避難行動要支援者名簿作成：作成済（R1）
避難行動要支援者個別支援計画作成：未作成
住宅の耐震化率：75.6%（H28）
特定建築物の耐震化率：80%（H28）
公立小中学校耐震化率：100%（R1）
市街地等の幹線道路の無電柱化率：1級市道（0.01%）、2級市道なし、その他市道（0.00068%）（R1）
大規模盛土造成地の有無等の公表率：100%（R1）

1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

【脆弱性の評価】

- 耐震改修促進法に基づく特定建築物等の耐震化率は年々向上しているものの、公共建築物に比べ民間建築物の耐震化率は低い状況にあることから、更なる耐震化を進める必要がある。【再掲】
- 耐震診断が義務付けられた民間の大規模建築物については、早期に安全性を確認する必要があるため、建築物耐震化促進事業の推進により、特に耐震化を促進する必要がある。【再掲】
- 耐震診断が義務付けられていない市庁舎等の防災拠点建築物、その他不特定多数が利用する施設についても耐震化を促進する必要がある。【再掲】
- 建築基準法に基づく特殊建築物について、防火施設、避難施設の整備等、建築物の維持保全が適正に実施される必要がある。
- 大規模災害が発生した場合、不特定多数の者が利用する中小企業の建築物の倒壊により多数の人的被害が想定されるため、特に耐震化を促進する必要がある。
【再掲】
- 大規模地震等が発生した場合、鉄道等の交通施設の倒壊により、人命はもとより、避難や応急対策に障害がおよぶおそれがあるため、施設の耐震化や防災対策の強化を国や事業者に対して働きかける必要がある。【再掲】

○市立公園施設等については、公園利用者の安全対策はもとより、災害時の一時避難施設や救援物資の集積等の防災拠点として、各施設の耐震化等の推進が必要である。

○スポーツやキャンプ等の開催時期においては、特定の地域に多数の選手・関係者、観光客等が集まるため、大規模地震・津波等による人命の保護を最大限図るとともに、災害情報の提供、避難誘導対策等、関係機関が連携した対策を検討する必要がある。

【現在の水準を示す指標】

特定建築物の耐震化率：80%（H28）【再掲】

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

【脆弱性の評価】

○津波から命を守るためには、地震発生後の迅速な避難が重要であるが、市民の備えや防災意識はまだ低い状況にあるため、更なる啓発が必要である。

○津波から命を守るためには、地震発生後の迅速な避難が重要であり、個人が早期避難の意識を持つことはもとより、浸水想定区域の地域住民の助け合いによる早期避難態勢を構築する必要がある。

○市内の小中学校での防災教育、特に津波による被害が想定される学校での教職員の災害対応能力を向上させるとともに、小中学校の発達の段階や各地域の実情に応じた計画的・系統的な防災教育を推進する必要がある。

○防災リーダー養成研修を受講した高校生を中心に、学校やその周辺地域住民と連携した防災への取組を推進していく必要がある。

○全国瞬時警報システム（Jアラート）等、各種手段を活用した情報伝達訓練の実施により、住民への確実な情報伝達を図る必要がある。

○今後増加が予想される訪日外国人旅行者や国内旅行者に対する津波避難情報の提供や避難誘導等の対策を推進する必要がある。

○津波から住民の生命を守るためには、安全な場所への避難が基本である。このため本市では住民の避難を確保するため、民間ビルの津波避難ビル指定や公共施設、高台などの活用促進を進めるとともに、津波の到達までに住民が安全な場所へ避難できる津波避難場所の整備や避難経路の確保を図っているところであるが、今後とも迅速に取組を推進していく必要がある。

○市街地等において、避難路となる街路の整備を計画的に進めていく必要がある。

【再掲】

○沿岸部に位置する市立公園施設等は、不特定多数の利用者が想定されることから津波避難対策の検討を進め、必要となる施設整備を行っていく必要がある。

○沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、耐震改修促進法に基づき、県

と連携して耐震診断の実施を義務付ける緊急輸送道路等の指定について検討する必要がある。

- 高齢者、障がい者や乳幼児、妊産婦、外国人等の災害時に配慮が必要ないわゆる要配慮者に対しては、それぞれの特性に応じた避難対策の支援を検討する必要がある。
- 要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難で、特に支援を要する避難行動要支援者の避難対策を進めるため、要支援者名簿の作成及び個別支援計画の作成を促進する必要がある。
- 津波浸水想定区域等にある医療・福祉施設においては、避難計画の策定や訓練等を実施するなど入所者等の安全な避難を図る必要がある。
- スポーツやキャンプ等の開催時期においては、特定の地域に多数の選手・関係者、観光客等が集まるため、大規模地震・津波等による人命の保護を最大限図るとともに、災害情報の提供、避難誘導対策等、関係機関が連携した対策を検討する必要がある。【再掲】
- 南海トラフ地震などの大規模災害が発生した時は、電力の供給停止や通信事業者による通話統制が行われ、固定電話や携帯電話などの情報通信システムの使用が制限されるため、避難施設等の状況確認が困難になる。このため災害時に指定避難所や津波避難タワー等との通信手段を確保するため、災害用通信設備（災害用特設公衆電話・特設公衆 WiFi）の早急な設置や非常用電源設備の確保の整備を進めていく必要がある。
- ヘリコプターによる被災者の迅速な救助のためには、各防災関係機関のヘリコプターの安全確保と効率的な運用が重要であり、運用に係るソフト・ハード両面の整備が必要である。
- 津波により被害を受ける恐れのある、鉄道などの利用者の安全確保について、施設管理者・事業者等と連携した対策を進める必要がある。
- 津波が発生した時に市民が迅速に避難活動を行えることが重要である。このため本市では、津波発生時の避難の目安となる津波の浸水域や避難場所をあらかじめ示しているハザードマップの作成等の取組を行っているが、今後も取組を推進し市民の防災意識の向上に努める必要がある。
- 河川堤防の耐震対策や水門等の地震・津波対策、海岸堤防の耐震対策、既存の河川・海岸管理施設の老朽化対策等を推進する必要がある。しかしながら、施設整備だけでは自然災害に対応するには限界があることから、関係機関が連携してハード対策の着実な推進を図るとともに、警戒・避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた防災・減災対策が必要である。
- 海岸保全施設の整備については、海岸の侵食対策や高潮対策、L1 津波（比較的発生頻度の高い津波）対策を推進していく必要がある。

【現在の水準を示す指標】

市民意識調査における災害の備えをしている人の割合：43.7%（H30）【再掲】

自主防災組織カバー率：82.7%（R1）【再掲】

防災士数：4800人（R2）※県内【再掲】

本市のJアラート自動起動装置の整備率：100%（H30）

津波避難タワー等の整備：2基（R1）

避難行動要支援者名簿作成：作成済（R1）【再掲】

避難行動要支援者個別支援計画作成：未作成【再掲】

津波ハザードマップ作成：作成済

津波避難計画作成：作成済

1-4 台風・集中豪雨等の異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

【脆弱性の評価】

- 気象変動の影響により大規模な浸水被害の発生頻度が高まることが懸念されることから、氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を進めるため、国の「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき国、県、市が連携・協力して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進する必要がある。
- 大規模災害においては、市民一人ひとりが平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であるが、市民の備えや防災意識はまだ低い状況にあるため、更なる啓発が必要である。【再掲】
- 大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切であることから、本市における自主防災組織の充実強化を促進するとともに、地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の育成を推進する必要がある。【再掲】
- 要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難で、特に支援を要する避難行動要支援者の避難対策を進めるため、本市における要支援者名簿の作成及び個別支援計画作成を促進する必要がある。【再掲】
- 津波浸水想定区域等にある医療・福祉施設は、避難計画の策定や訓練等を実施するなど入所者等の安全な避難を図る必要がある。【再掲】
- 風水害における避難勧告等の発令の遅れによる洪水や土砂災害被害を発生させないため、本市において明確な発令判断基準を整備するとともに、住民の早期避難に関する意識を向上させる必要がある。
- 民間通信事業者の回線が停止した場合においても、災害発生時の情報収集及び災害対応の伝達を行うため、国や市町村、防災機関等を結ぶ総合防災情報ネットワークを設備しているが、大規模災害においても機能が失われないようシステムの

維持管理を徹底する必要がある。

- 内水浸水被害の解消及び軽減のため、揚水機場や管渠等の排水施設の整備を引き続き促進する必要がある。
- 洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップ等の作成・公表を促進する必要がある。また、住民に分かりやすいハザードマップの見直しを進めるとともに、配布されたハザードマップが有効に活用されるための啓発を推進する必要がある。
- 高潮時の円滑かつ迅速な避難のため、高潮ハザードマップの作成・公表を促進する必要がある。また、配布されたハザードマップが有効に活用されることが大切であることから、県等と連携した啓発を推進する必要がある。
- 水害を未然に防止し、被害を最小化するため、河川整備と既存の河川を適切に維持管理するとともに、ダム管理者と連携を図りながら老朽化対策を進める必要がある。
- 施設整備については、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所から重点的・集中的に行う必要がある。

【現在の水準を示す指標】

市民意識調査における災害の備えをしている人の割合：43.7%（H30）【再掲】
自主防災組織カバー率：82.73%（R1）【再掲】
防災士数：4800人（R2）※県内【再掲】
避難行動要支援者名簿作成：作成済（R1）【再掲】
避難行動要支援者個別支援計画作成：未作成【再掲】
下水道による都市浸水対策達成率：46%（R1）
洪水ハザードマップ作成・公表：作成・公表済

1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり本市の脆弱性が高まる事態

【脆弱性の評価】

- 大規模災害においては、市民一人ひとりが平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であるが、市民の備えや防災意識はまだ低い状況にあるため、更なる啓発が必要である。【再掲】
- 大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切であることから、本市における自主防災組織の充実強化を促進するとともに、地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の育成を推進する必要がある。【再掲】
- 風水害における避難勧告等の発令の遅れによる洪水や土砂災害被害を発生させないため、本市における明確な発令判断基準を整備するとともに、住民の早期避

難に関する意識を向上させる必要がある。【再掲】

○本市における避難行動要支援者名簿の作成及び個別支援計画の作成を促進する必要がある。【再掲】

○土砂災害警戒区域等にある医療・福祉施設においては、避難計画の策定や訓練等を実施するなど入所者等の安全な避難を図る必要がある。

○土砂災害発生の高危険性箇所において対策工事を推進しているが、その整備率は29.2%（R1年度末現在）と低く、ハード対策に併せソフト対策による早期避難への支援が必要である。

○危険箇所の基礎調査の実施及び結果の公表等により危険な箇所を周知するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を推進する必要がある。

○住民の円滑な避難のため、本市における「土砂災害ハザードマップ」の整備を促進する必要がある。

○人命・財産への影響のあるため池の耐震調査「ため池ハザードマップ」の作成を行うとともに、マップの周知を図る必要がある。また豪雨・地震等による決壊の恐れのあるため池の対策を進める必要がある。

○本市の山地災害危険地区は632箇所あり、山地に起因する自然災害から人命・財産の保護を図るため、引き続き、治山施設の整備等の防災減災対策をハード対策・ソフト対策を合わせて推進する必要がある。

【現在の水準を示す指標】

市民意識調査における災害の備えをしている人の割合：43.7%（H30）【再掲】

自主防災組織カバー率：87.73%（R1）【再掲】

防災士数：4800人（R2）※県内【再掲】

避難行動要支援者名簿作成：作成済（R1）【再掲】

避難行動要支援者個別支援計画作成：未作成【再掲】

土砂災害から保全される要配慮者利用施設（重要施設）及び避難所数：123箇所（R2）

土砂災害防止法に基づく基礎調査結果公表率：警戒区域 1,179ヶ所、特別警戒区域 1,065ヶ所（H30）

土砂災害警戒区域指定率：53.2%（R1）

ため池の耐震性点検の実施：2箇所（R1）

ため池ハザードマップ作成：4箇所（R1）

山地災害危険地区数：632箇所（H30）

民有保安林指定率：25.7%（R1）

1-6 情報伝達の不備や防災意識の不足等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

【脆弱性の評価】

- 大規模災害においては、市民一人ひとりが平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であるが、市民の備えや防災意識はまだ低い状況にあるため、更なる啓発が必要である。【再掲】
- 大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切であることから、本市における自主防災組織の充実強化を促進するとともに、地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の育成を推進する必要がある。【再掲】
- 本市における避難行動要支援者名簿の作成及び個別支援計画の作成を促進する必要がある。【再掲】
- 災害が想定される区域にある医療・福祉施設においては避難計画の策定や訓練等を実施するなど入所者等の安全な避難を図る必要がある。【再掲】
- 要配慮者の避難支援を行う民生委員・児童委員の欠員地区をなくし充足率100%を目指す必要がある。【再掲】
- スポーツやキャンプ等の開催時期においては、特定の地域に多数の選手・関係者、観光客等が集まるため、大規模地震・津波等による人命の保護を最大限図るとともに、災害情報の提供、避難誘導対策等、関係機関が連携した対策を検討する必要がある。【再掲】
- 風水害における避難勧告等の発令の遅れによる洪水や土砂災害被害を発生させないため、本市における明確な発令判断基準の整備を促進するとともに、住民の早期避難に関する意識を向上させる必要がある。【再掲】
- 全国瞬時警報システム（Jアラート）等、各種手段を活用した情報伝達訓練の実施により、住民への確実な情報伝達を図る必要がある。【再掲】
- 本市における防災行政無線等の整備、災害情報共有システム（Lアラート）を活用した災害情報の提供等、情報提供手段の多様化を進める必要がある。【再掲】
- 今後増加が予想される訪日外国人旅行者や国内旅行者に対する災害情報の提供や避難誘導等の対策を推進する必要がある。【再掲】
- 不特定多数の者が集まる施設に対し、災害情報等の啓発・関係機関との連携を行う必要がある。
- 避難行動の判断に必要となる河川や土砂災害などの情報を、迅速かつ的確に市民へ提供するため、宮崎県総合河川砂防情報システムを活用した情報提供を引き続き推進する必要がある。
- 危険箇所の基礎調査の実施及び結果の公表等により危険な箇所を周知するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を推進する必要がある。

○住民の円滑な避難のため、本市における土砂災害ハザードマップの整備を促進するとともに、ハザードマップを活用した住民の避難訓練の実施により早期避難を促進する必要がある。

【現在の水準を示す指標】

市民意識調査における災害の備えをしている人の割合：43.7%（H30）【再掲】

自主防災組織活動カバー率：82.73%（R1）【再掲】

防災士数：4800人（R2）※県内【再掲】

避難行動要支援者名簿作成：作成済（R1）【再掲】

避難行動要支援者個別支援計画作成：未作成【再掲】

民生委員・児童委員充足率：94.1%（R1）

本市のJアラート自動起動装置の整備率：100%（H30）【再掲】

本市の災害情報共有システム（Lアラート）の導入率：100%

土砂災害警戒区域指定率：53.2%（R1）【再掲】

2-1 被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【脆弱性の評価】

○大規模災害時には行政の支援等が円滑に行われぬ可能性があることから、各家庭や事業所等における生活必需品の備蓄を促進する必要がある。

○生活必需品の備蓄は市民が自ら行うことを基本とするが、避難時に物資の持出等が十分行われぬ可能性があること、また、大規模災害時には市外からの支援到達まで3日以上かかることが予想されることから、本市において計画的な備蓄を進める必要がある。

○大規模災害時における早期の道路啓開や迅速な物資供給等が行えるよう、総合防災訓練等を通じて、関係機関の連携強化や災害対応能力を高める必要がある。

○南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、甚大な被害が予想されるため被害を最小限に抑えることが重要である。このため国は被害全容を把握することなく救助・救急活動、医療活動、物資供給、燃料供給等の支援活動を計画に基づき実施することとしている。本市においても大量の人的・物的支援を円滑に受入れ、支援を有効に機能させるために、受援計画を策定し、国や県と連携した受援計画の策定等を進める必要がある。

○大規模災害において自衛隊、警察、消防等の活動拠点や、支援物資の受入拠点を確保するとともに、拠点機能を発揮するための必要な資機材を整備しておく必要がある。

○道路利用者の休息施設や地域の拠点として利用されている「道の駅」は、その立地や設備等により、被災地支援の拠点としての活用が期待できることから、国や県等と連携し必要な整備を進める必要がある。

- 南海トラフ地震などの大規模災害発生時には、市内において多数の死傷者や避難者が発生するとともに、物資等の不足が想定され、本市では通常業務を停止し、応急対策業務等を優先することとなるが、処理量が膨大になるため、庁内の人員体制だけでは対応出来なくなる可能性がある。このため、国からの支援に加え、九州各県においては、九州・山口9県災害時応援協定等を、市町村間では相互応援協定を締結し他の自治体から支援を受けることとしているが、支援を円滑に進めるためには、支援側である国や他県の自治体及び県内の自治体間の応援・受援体制の整備充実が必要である。
- 発災後の的確な道路交通情報の把握のため、警察・自衛隊・道路管理者等が収集する交通情報に加え民間プローブ情報(車の位置・時間情報等を集積したデータ)の活用についても検討を進める必要がある。
- 上水道施設の耐震化及び老朽化対策が進められているが、事業費用が多額であることなどから、現状でその耐震適合率は約3割程度にとどまっております更なる耐震化及び老朽化対策を進める必要がある。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者が利用する福祉施設の被災及び機能停止は、そのまま利用者の生命に関わることから、災害時にも利用者や職員のいのち、生活を守りながら施設の機能が維持され業務が継続される必要がある。
- 災害により病院機能が麻痺することは、入院患者はもとより医療措置の必要な被災者の生命に関わることから、災害時においても病院機能を維持した上での被災患者を含めた患者すべての診療が、発災直後からの初動期、急性期、その後の亜急性期、慢性期へと変化する災害のフェーズに対して継ぎ目無く可及的円滑に行われる必要がある。
- 災害時における支援活動に関する協定締結団体等と、災害時に必要とされる医薬品、医療機器等の円滑な供給体制を構築する必要がある。
- 南海トラフ地震等の大規模災害時における燃料供給等については、災害応急対策活動に支障が生じないように緊急通行車両等や優先供給施設の供給について国や県の燃料供給計画に基づき、石油商業組合や石油連盟と協定等を締結し、中核SS等からの燃料供給体制の構築体制を図る必要がある。
- 災害時における生活必需品について、民間事業者等との物資調達・供給確保等の協力協定を締結し、流通備蓄の整備を進める必要がある。
- 南海トラフ地震などの大規模災害発生時において、県や本市では必要な物資を迅速に調達することは困難なため避難者への食料供給が低下する。このため国はブッシュ型により必要不可欠な物資調達を県に供給する計画となっている。県では県外からの多量の物的支援を円滑に受入れ、避難者へ迅速に届けるため国の計画と連動して県の物資調達に係る計画を策定しているが、今後は計画の実効性を高めるためにマニュアルの整備や本市においても物資調達に係る計画を策定する

必要がある。

- 大規模災害発生時には、がれきや放置車両等の散乱により、支援物資を運搬する車両等の通行が阻害される恐れがあることから、早期に道路啓開を実施し、輸送ルートを確認する必要がある。
- 地震災害時の「緊急輸送を確保するため必要な道路」であり、災害発生時の救助・救急・医療・消火活動及び緊急物資供給等に必要な人員及び物資等の輸送を担う緊急輸送道路の整備促進を図る必要がある。
- 東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく必要があるとともに、高規格幹線道路と一体となって、地域構造を強化する役割を担う地域高規格道路の整備促進を図る必要がある。
- 物資輸送ルートを実際に確保するため複数輸送ルートの確保を図る必要がある。
- 山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策が必要である。
- 農道橋・林道橋等の適切な管理を図るため、個別施設計画の策定を促進する必要がある。
- 物資輸送ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進める必要がある。

【現在の水準を示す指標】

市民意識調査における災害の備えをしている人の割合：43.7%（H30）【再掲】
上水道基幹管路の耐震適合率：35.6%（H30）
上水道の重要給水施設への基幹管路の耐震適合率：36.6%（H30）
広域物資輸送拠点数：3ヶ所（R1）
県内高速道路供用率：74%（R1）
林道の整備状況：484 km（R2）

2-2 避難所等の機能不全などにより被災者の生活が困難となる事態

【脆弱性の評価】

- 大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切であることから、本市における自主防災組織の充実強化を促進するとともに、地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の育成を推進する必要がある。【再掲】
- 被災者の避難所における生活環境整備と円滑な避難所運営のためには、本市における避難所運営マニュアルの作成を促進するとともに、避難者となる地域住民が主体的に避難所運営に関わるための取組を行う必要がある。

- 大規模地震による被害により避難所が使用不能になる事態や避難中の余震による二次被害から市民の命を守るため、避難所施設の耐震化（吊り天井等の非構造部材対策を含む）、老朽化対策及び機能強化を進める必要がある。
- 大規模地震等において大量に発生することが想定される、自宅避難者、車中泊等避難所外の被災者に対する支援対策についても検討する必要がある。
- 市管理施設においては、本市の避難所に指定されている施設はもとより、それ以外の施設においても、災害時には施設利用者に加え緊急避難してくる周辺住民等の安全な誘導及び避難を確保するため、誘導及び避難の受入対策について検討しておく必要がある。また指定管理者制度導入施設においても、職員以外の多数の利用者や周辺住民の避難が想定されることから、市と指定管理者間において災害時の避難所等としての対応方針、官民の役割、責任の所在、運営方法等を定めておく必要がある。
- 一般の避難所では生活が困難な要配慮者等を受入れるため、本市における福祉避難所の確保を促進する必要がある。
- 災害時は様々な情報が発信され混乱を生じることから、SNS の活用等、災害時の情報発信、収集手段を検討しておく必要がある。
- スポーツやキャンプ等の開催時期においては、特定の地域に多数の選手・関係者、観光客等が集まるため、大規模地震・津波等による人命の保護を最大限図るとともに、災害情報の提供、避難誘導対策等、関係機関が連携した対策を検討する必要がある。【再掲】
- 南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、被災規模によっては避難所も被害を受けるため避難所収容数を避難者総数が上回り収容出来ない事態が発生する。全ての避難者を円滑に避難所に収容するには、県市町村相互応援協定等に基づき県内市町村間において広域的な避難に関する連携の取組を促進していく必要がある。また、自治体の地理的状況では、隣県への避難者受入を要請することを想定し、「九州山口 9 県災害時応援協定」に基づき平時から隣県との連携の取組を行っておく必要がある。
- 避難所の確保及び余震等による避難者の安全確保のため、本市の避難所として指定されている学校施設の耐震化や老朽化対策を進める必要がある。【再掲】
- 市社会福祉協議会等と連携し、平常時から市民等に対するボランティア活動の普及・啓発に努めるとともに、災害ボランティアセンターが円滑に設置・運営されるための体制を整備する必要がある。
- 避難所生活者等の健康悪化や災害関連死を防ぐため、県や関係機関と連携し、災害時における被災者の健康支援体制を整備する必要があるとともに、自宅避難者、車中泊等の避難所外の被災者の健康対策についても検討する必要がある。
- 南海トラフ地震などの大規模災害が発生した時は、電力の供給停止や通信事業者

による通話統制が行われ固定電話や携帯電話などの情報通信システムの使用が制限されるため避難施設等の状況確認が困難になる。このため災害時に指定避難所や津波避難タワー等との通信手段を確保するため災害用通信設備（災害用特設公衆電話・特設公衆 WiFi）の早急な設置や非常用電源設備の確保の整備を進めていく必要がある。【再掲】

○過疎化等による地域コミュニティの衰退は、地域防災力の低下に繋がることから、特に中山間地域を中心とした地域の維持・活性化を図る必要がある。

【現在の水準を示す指標】

自主防災組織活動カバー率：82.73%（R1）【再掲】

防災士数：4800人（R2）※県内【再掲】

公式 facebook フォロワー数：3,793人（R1）

防災・防犯情報メール加入者数：7000人（R1）

公立小中学校耐震化率：100%（R1）【再掲】

「いきいき集落」認定数（延べ数）：8か所（R1）

2-3 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

【脆弱性の評価】

○大規模災害時には行政の支援等が円滑に行われぬ可能性があることから、各家庭や事業所等における生活必需品の備蓄を促す必要がある。

○大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切であることから、本市における自主防災組織の充実強化を促進するとともに、地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の育成を推進する必要がある。【再掲】

○過疎化等による地域コミュニティの衰退は、地域防災力の低下に繋がることから、特に中山間地域を中心とした地域の維持・活性化を図る必要がある。【再掲】

○大規模災害時に迅速な救助・救急活動が行えるよう、日頃から関係機関相互の連携を強化するとともに、総合防災訓練等により実践的な災害対応能力を高めておく必要がある。【再掲】

○消防の広域応援体制の強化、消防施設の整備については一定の成果が上がっている。しかしながら、消防団員数は減少傾向にあり、地域防災力向上のために更なる加入促進の取組が必要である。【再掲】

○孤立集落に対する救急救助活動、救援物資搬送等を行うためにはヘリコプターの活用が不可欠であるため、効率的な活動のための体制を整備する必要がある。また、自衛隊ヘリコプターや他の都道府県防災ヘリコプターの協力が必要な場合を想定し、関係機関のヘリの運用方法等について事前に検討が必要である。

○発災後の的確な道路交通情報の把握のため、警察・自衛隊・道路管理者等が収集

する交通情報に加え民間プローブ情報(車の位置・時間情報等を集積したデータ)の活用についても検討を進める必要がある。【再掲】

○孤立集落においても医療措置が必要な患者が発生した場合に医療活動が実施できる体制を整備する必要がある。

○地震災害時の「緊急輸送を確保するため必要な道路」であり、災害発生時の救助・救急・医療・消火活動及び緊急物資供給等に必要な人員及び物資等の輸送を担う緊急輸送道路の整備促進を図る必要がある。【再掲】

○東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく必要があるとともに、高規格幹線道路と一体となって、地域構造を強化する役割を担う地域高規格道路の整備促進を図る必要がある。【再掲】

○物資輸送ルートを実実に確保するため複数輸送ルートの確保を図る必要がある。【再掲】

○山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策が必要である。【再掲】

○農道橋・林道橋等の適切な管理を図るため、個別施設計画の策定を促進する必要がある。【再掲】

○同時発生した多数の集落における孤立化の早期解消を図るため、大規模災害を想定した迅速な道路啓開方法等について検討する必要がある。

○南海トラフ地震などの大規模災害が発生した時は、電力の供給停止や通信事業者による通話統制が行われ固定電話や携帯電話などの情報通信システムの使用が制限されるため避難施設等の状況確認が困難になる。このため災害時に指定避難所や津波避難タワー等との通信手段を確保するため災害用通信設備(災害用特設公衆電話・特設公衆 WiFi)の早急な設置や非常用電源設備の確保の整備を進めて行く必要がある。【再掲】

○物資輸送ルートを実実に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進める必要がある。

【現在の水準を示す指標】

市民意識調査における災害の備えをしている人の割合：43.7% (H30) 【再掲】

自主防災組織活動カバー率：82.73% (R1) 【再掲】

防災士数：4800人 (R2) ※県内 【再掲】

「いきいき集落」認定数(延べ数)：8か所 (R1) 【再掲】

消防職員数：167名 (R1)

消防団員数：1841名 (R1)

県内高速道路供用率：74% (R1) 【再掲】

林道の整備状況：484 km (R2) 【再掲】

2-4 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

【脆弱性の評価】

- 消防本部等の施設整備、消防職員等の教育・訓練、消防団員の確保等の取組を進める必要がある。
- 大規模災害時に迅速な救助・救急活動が行えるよう、日頃から関係機関相互の連携を強化するとともに、総合防災訓練等により実践的な災害対応能力を高めておく必要がある。【再掲】
- 南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、甚大な被害が予想されるため被害を最小限に抑えることが重要である。このため国は被害全容を把握することなく救助・救急活動、医療活動、物資供給、燃料供給等の支援活動を計画に基づき実施することとしている。本市においても大量の人的・物的支援を円滑に受入れ、支援を有効に機能させるために、受援計画を策定し、国や県と連携した受援計画の策定等を進める必要がある。【再掲】
- 大規模災害発生時には、がれきや放置車両等の散乱により、支援物資を運搬する車両等の通行が阻害される恐れがあることから、早期に道路啓開を実施し、輸送ルートを確認する必要がある。
- 地震災害時の「緊急輸送を確保するため必要な道路」であり、災害発生時の救助・救急・医療・消火活動及び緊急物資供給等に必要な人員及び物資等の輸送を担う緊急輸送道路の整備促進を図る必要がある。【再掲】
- 東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく必要がある。【再掲】
- 高規格幹線道路と一体となって、地域構造を強化する役割を担う地域高規格道路の整備促進を図る必要がある。【再掲】
- 物資輸送ルートを実際に確保するため複数輸送ルートの確保を図る必要がある。【再掲】
- 山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策が必要である。【再掲】
- 農道橋・林道橋等の適切な管理を図るため、個別施設計画の策定を促進する必要がある。【再掲】
- 緊急輸送ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進める必要がある。

【現在の水準を示す指標】

消防施設の耐震化率：100%（R1）
消防職員数：167名（R1）【再掲】
消防団員数：1841名（R1）【再掲】
県内高速道路供用率：74%（R1）【再掲】
林道の整備状況：484km（R2）【再掲】

2-5 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

【脆弱性の評価】

- 南海トラフ地震等の大規模災害発生時には、燃料供給が混乱することが予想されることから、緊急通行車両等や優先供給施設への燃料供給が確保できるよう国及び県において、各々広域的及び県域内での燃料供給に係る計画を策定し連携して体制の構築を図っている。今後は、緊急通行車両等や優先供給施設に燃料供給を行うための手順や関係機関との連携方法を具体的に定める必要がある。
- 南海トラフ地震などの大規模災害発生時において本市では必要な物資を迅速に調達することは困難なため避難者への食料供給が低下する。このため国はプッシュ型により必要不可欠な物資調達を県に供給する計画となっている。県では県外からの多量の物的支援を円滑に受入れ、避難者へ迅速に届けるため国の計画と連動して県の物資調達に係る計画を策定しているが、今後は計画の実効性を高めるためにマニュアルの整備や本市においても物資調達に係る計画を策定する必要がある。【再掲】
- 消防などの災害時に救助活動等の対応が必要な機関においては、隊員の食料や活動に必要とされる車両等の燃料について、備蓄を行うとともに、災害時に十分な供給が受けられる体制を構築する必要がある。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者が利用する福祉施設の被災及び機能停止は、そのまま利用者の生命に関わることから、災害時にも利用者や職員のいのち、生活を守りながら施設の機能が維持され業務が継続される必要がある。
- 災害により病院機能が麻痺することは、入院患者はもとより医療措置の必要な被災者の生命に関わることから、災害時においても病院機能を維持した上での被災患者を含めた患者すべての診療が、発災直後からの初動期、急性期、その後の亜急性期、慢性期へと変化する災害のフェーズに対して継ぎ目無く可及的円滑に行われる必要がある。
- 医療・福祉施設における自立・分散型エネルギー整備の導入を進める必要がある。
- 医療・福祉施設における非常用電源・自家発電装置、受水槽の設置等及び物資の備蓄を促進する必要がある。
- 南海トラフ地震等の大規模災害時における燃料供給等については、災害応急対策活動に支障が生じないように緊急通行車両等や優先供給施設の供給について国

や県の燃料供給計画に基づき、石油商業組合や石油連盟と協定等を締結し、中核SS等からの燃料供給体制の構築体制を図る必要がある。

○エネルギー供給源の多様化のため、防災拠点等への再生可能エネルギー等の導入を促進する必要がある。

○エネルギー供給施設の被災を防ぐため、道路の防災、震災対策や地震・津波・水害対策等を着実に推進する必要がある。

【現在の水準を示す指標】

広域物資輸送拠点の拡充：3ヶ所（R1）

2-6 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足

【脆弱性の評価】

○市管理施設においては、本市の避難所に指定されている施設はもとより、それ以外の施設においても、災害時には施設利用者に加え緊急避難してくる周辺住民等の安全な誘導及び避難を確保するため、誘導及び避難の受入対策について検討しておく必要がある。また指定管理者制度導入施設においても、職員以外の多数の利用者や周辺住民の避難が想定されることから、市と指定管理者間において災害時の避難所等としての対応方針、官民の役割、責任の所在、運営方法等を定めておく必要がある。【再掲】

○帰宅困難者に対する水・食料等の供給のため備蓄を推進する必要がある。【再掲】

○事業者等において帰宅困難な従業員のための備蓄等を促進する必要がある。

○コンビニエンスストア等と帰宅困難者支援のための水・食料・トイレ使用等の協定を締結しているが、今後も協定拡大を検討する必要がある。

○上水道施設の耐震化及び老朽化対策が進められているが、事業費用が多額であることなどから、現状でその耐震適合率は約3割程度にとどまっており更なる耐震化及び老朽化対策を進める必要がある。【再掲】

○帰宅困難者や負傷者の安全確保を目的に、一時避難施設としての都市公園の整備を促進する必要がある。

○スポーツやキャンプ等の開催時期においては、特定の地域に多数の選手・関係者、観光客等が集まるため、大規模地震・津波等による人命の保護を最大限図るとともに、災害情報の提供、避難誘導対策等、関係機関が連携した対策を検討する必要がある。【再掲】

○発災後の的確な道路交通情報の把握のため、警察・自衛隊・道路管理者等が収集する交通情報に加え民間プローブ情報（車の位置・時間情報等を集積したデータ）の活用についても検討を進める必要がある。【再掲】

○大規模災害発生時には、がれきや放置車両等の散乱により、支援物資を運搬する車両等の通行が阻害される恐れがあることから、早期に道路啓開を実施し、輸送

<p>ルートを確保する必要がある。【再掲】</p> <p>○地震災害時の「緊急輸送を確保するため必要な道路」であり、災害発生時の救助・救急・医療・消火活動及び緊急物資供給等に必要な人員及び物資等の輸送を担う緊急輸送道路の整備促進を図る必要がある。【再掲】</p> <p>○東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく必要がある。【再掲】</p> <p>○高規格幹線道路と一体となって、地域構造を強化する役割を担う地域高規格道路の整備促進を図る必要がある。【再掲】</p> <p>○山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策が必要である。【再掲】</p> <p>○農道橋・林道橋等の適切な管理を図るため、個別施設計画の策定を促進する必要がある。【再掲】</p> <p>○大規模地震等が発生した場合、鉄道等の交通施設の倒壊により、人命はもとより、避難や応急対策に障害がおよぶおそれがあるため、施設の耐震化や防災対策の強化を国や事業者に対して働きかける必要がある。</p> <p>○交通インフラの被災を防ぐとともに通学路を確保するため、道路の防災、震災対策や地震・津波・水害対策等を着実に推進する必要がある。</p> <p>【現在の水準を示す指標】</p> <p>上水道の基幹管路の耐震適合率：35.6%（H30）【再掲】</p> <p>上水道の重要給水施設への基幹管路の耐震適合率：36.6%（H30）【再掲】</p> <p>県内高速道路供用率：74%（R1）【再掲】</p> <p>林道の整備状況：484 km（R2）【再掲】</p> <p>市街地等の幹線道路の無電柱化率：1級市道（0.01%）、2級市道なし、その他市道（0.00068%）（R1）【再掲】</p>
--

<p>2-7 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺</p> <p>【脆弱性の評価】</p> <p>○大規模災害時に迅速な救助・救急活動が行えるよう、日頃から関係機関相互の連携を強化するとともに、総合防災訓練等により実践的な災害対応能力を高めておく必要がある。【再掲】</p> <p>○南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、甚大な被害が予想されるため被害を最小限に抑えることが重要である。このため国は被害全容を把握することなく救助・救急活動、医療活動、物資供給、燃料供給等の支援活動を計画に基づき</p>

- 実施することとしている。本市においても大量の人的・物的支援を円滑に受け入れ、支援を有効に機能させるために、受援計画を策定し、国や県と連携した受援計画の策定等を進める必要がある。【再掲】
- 発災後の的確な道路交通情報の把握のため、警察・自衛隊・道路管理者等が収集する交通情報に加え民間プローブ情報(車の位置・時間情報等を集積したデータ)の活用についても検討を進める必要がある。【再掲】
 - 沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、耐震改修促進法に基づき、県と連携して耐震診断の実施を義務付ける緊急輸送道路等の指定について検討する必要がある。【再掲】
 - 災害派遣医療チーム(DMAT)及び災害医療従事者の受け入れが円滑に行われるよう、災害拠点病院との連携を図る必要がある。
 - 主に災害急性期以降における医療や健康管理、被災地の病院・診療所への支援を行う日本医師会災害医療チーム(JMAT)等の医療救護班との連携体制を構築する必要がある。
 - 災害発生時には、広域災害救急医療情報システム(EMIS)での入力・情報共有を図るよう、医療施設等の関係機関を対象にした研修会等を実施する必要がある。
 - 福祉分野における、発災直後からの能動的・機動的な対応や、被災地外からの支援と被災地ニーズとのマッチング調整等のための災害福祉広域支援ネットワークの構築を検討する必要がある。
 - ドクターヘリの運用、航空搬送拠点臨時医療施設の運営等、大規模災害における広域医療搬送等を想定した体制の整備を図る必要がある。
 - 大規模災害発生時には、がれきや放置車両等の散乱により、支援物資を運搬する車両等の通行が阻害される恐れがあることから、早期に道路啓開を実施し、輸送ルートを確認する必要がある。【再掲】
 - 地震災害時の「緊急輸送を確保するため必要な道路」であり、災害発生時の救助・救急・医療・消火活動及び緊急物資供給等に必要な人員及び物資等の輸送を担う緊急輸送道路の整備促進を図る必要がある。【再掲】
 - 東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく必要がある。【再掲】
 - 高規格幹線道路と一体となって、地域構造を強化する役割を担う地域高規格道路の整備促進を図る必要がある。【再掲】
 - 物資輸送ルートを実実に確保するため複数輸送ルートの確保を図る必要がある。【再掲】
 - 山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤

上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策が必要である。【再掲】

○農道橋・林道橋等の適切な管理を図るため、個別施設計画の策定を促進する必要がある。【再掲】

○大規模地震時に被害を受けやすい電柱の脆弱性を解消する必要がある。【再掲】

○緊急輸送ルートを実実に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進める必要がある。【再掲】

【現在の水準を示す指標】

県内高速道路供用率：74% (R1) 【再掲】

林道の整備状況：484 km (R2) 【再掲】

市街地等の幹線道路の無電柱化率：1級市道(0.01%)、2級市道なし、その他市道(0.00068%) (R1) 【再掲】

2-8 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

【脆弱性の評価】

○大規模災害により、本市が平時に使用している火葬場の火葬能力だけでは遺体の火葬を行うことが不可能になるおそれがあることから、近隣市町村、県の火葬場を活用した広域火葬を実施する体制を構築する必要がある。

○下水道施設(処理場、主要な管渠等)の耐震、耐津波対策を促進し、被災時の公衆衛生を確保する必要がある。また、被災時における下水道機能の継続、早期回復を図られるよう下水道BCPに基づく防災訓練を実施するとともに、下水道施設の戦略的維持管理・更新【ストックマネジメント(長寿命化)対策】を行う必要がある。

○避難所における感染症予防・衛生対策のため、平時から予防接種を促進し感染症の発生を防止する必要がある。

○消毒や害虫駆除においては、迅速適確に実施できるように県との連携を強化する必要がある。

【現在の水準を示す指標】

下水道施設の耐震・耐津波対策：着手中 (R1)

下水道BCPの策定：着手中 (R1)

下水処理場(管理棟)の耐震化率：50% (R1)

重要な管路の耐震化率：33.1% (R1)

予防接種法に基づく予防接種麻疹風しんワクチンの接種率

第1期：103.3%、第2期：96.3% (R1)

感染症法に基づく消毒等事業の実施：なし (H30)

3-1 市町村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

【脆弱性の評価】

- 大規模災害時、市本庁舎は防災拠点として、市災害対策本部が設置されるとともに、県・自衛隊・消防等の関係諸機関と連携しながら災害応急対策が実施されるため、庁舎の十分な耐震性や関係諸機関が活動できる十分なスペース等を確保する必要がある。
- 防災拠点となる庁舎の耐震化、津波・洪水対策、代替拠点の確保対策を推進する必要がある。
- 平成24年度に県業務継続計画（BCP）が策定されたが、本市においてもBCPを策定し、非常時の初動期における行政機能の維持を図る必要がある。
- 情報システムの大規模自然災害対策を促進するとともに、被災時の復旧に係る訓練等を実施することにより、ICT-BCPの有効性と職員の対応能力の向上に継続的に取り組む必要がある。
- 民間通信事業者の回線が停止した場合においても、災害発生時の情報収集及び災害対応の伝達を行うため、国や市町村、防災機関等を結ぶ総合防災情報ネットワークを設備しているが、大規模災害においても機能が失われないようシステムの維持管理を徹底する必要がある。【再掲】
- 大規模災害時に円滑な災害対応や市民生活の安定化確保等を行うためには、防災担当職員はもとより、全ての職員の危機管理意識や災害対応能力を身につけておく必要がある。
- 大規模災害時に、被災や交通の麻痺等により職員が登庁できず、必要な体制が構築できないことも想定し、職員の参集体制の検討や災害対策要員の確保について検討する必要がある。
- 災害時に関係機関と連携した応急対策を迅速に行うために、情報共有、意思決定を円滑にする通信機器やシステムの整備が必要である。
- 本市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために防災対策を実施する責務があることから、災害発生時においてもその機能を確実に維持・発揮できるよう対策を促進する必要がある。
- 大規模災害時に住民からの通報を受信する電話回線や業務の遂行に必要な消防無線を使用するために、庁舎や中継局の非常用電源設備等について整備が必要である。
- 大規模災害時において行政機能が著しく低下した場合を想定し、関係機関との連携強化や民間との応援協定の締結等により、市全体として災害対応能力を維持するための方策を検討する必要がある。【再掲】

○南海トラフ地震などの大規模災害発生時には、市内において多数の死傷者や避難者が発生するとともに、物資等の不足が想定され、本市では通常業務を停止し、応急対策業務等を優先することとなるが、処理量が膨大になるため、庁内の人員体制だけでは対応出来なくなる可能性がある。このため、国からの支援に加え、九州各県においては、九州・山口9県災害時応援協定等を、市町村間では相互応援協定を締結し他の自治体から支援を受けることとしているが、支援を円滑に進めるためには、支援側である国や他県の自治体及び県内の自治体間の応援・受援体制の整備充実が必要である。【再掲】

○南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、甚大な被害が予想されるため被害を最小限に抑えることが重要である。このため国は被害全容を把握することなく救助・救急活動、医療活動、物資供給、燃料供給等の支援活動を計画に基づき実施することとしている。本市においても大量の人的・物的支援を円滑に受入れ、支援を有効に機能させるために、受援計画を策定し、国や県と連携した受援計画の策定等を進める必要がある。【再掲】

○市立学校の耐震化率は100%であるが、災害時には避難所等にも利用されることから、非構造部材の耐震化や施設の老朽化対策を着実に推進する必要がある。【再掲】

○エネルギー供給源の多様化のため、防災拠点等への再生可能エネルギー等の導入を促進する必要がある。【再掲】

○行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、洪水・津波・高潮対策等を着実に推進する必要がある。

【現在の水準を示す指標】

防災拠点となる公共施設の耐震化率：指定緊急避難所 73%、指定避難所 98%
※重複有 (R1)

消防施設の耐震化率：100% (R1) 【再掲】

公立小中学校耐震化率：100% (R1) 【再掲】

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

【脆弱性の評価】

○民間通信事業者の回線が停止した場合においても、災害発生時の情報収集及び災害対応の伝達を行うため、国や市町村、防災機関等を結ぶ総合防災情報ネットワークを設備しているが、大規模災害においても機能が失われないようシステムの維持管理を徹底する必要がある。【再掲】

○情報システムの大規模自然災害対策を促進するとともに、被災時の復旧に係る訓練等を実施することにより、ICT-BCPの有効性と職員の対応能力の向上に継続

的に取り組む必要がある。【再掲】

○沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、耐震改修促進法に基づき、耐震診断の実施を義務付ける緊急輸送道路等の指定について検討する必要がある。

【再掲】

○南海トラフ地震等の大規模災害時には、燃料供給が混乱することが予想されることから、優先供給施設の災害応急対策活動が円滑に進むように、国及び県の燃料供給計画に基づき石油連盟や県石油商業組合と協定を締結している。今後、供給手順等についてマニュアルを策定して燃料事業者や施設管理者等と情報共有を行う必要がある。

○社会経済システムが機能不全に陥らないためには、情報通信業と各産業との間には複雑な相互依存関係が存在しているため、そのような相互依存関係の見える化を図った上で脆弱性を評価する必要がある。

○情報通信の効果的・効率的な復旧のために、電気通信事業者との連携を図る応急活動体制の整備を「通信に関する関係者連絡会」により進め、電気通信事業者との相互認識共有及び情報・意見交換が必要である。

○「宮崎情報ハイウェイ21」については、冗長性や迂回経路の確保等、一定の耐災害性が確保されているところではあるが、被災想定箇所における光ファイバー架空区間の耐災害性やアクセスポイントのあり方など、さらに検討していく必要がある。また、次期情報通信基盤のあり方に関する調査研究を進める必要がある。

○本市庁舎等の防災拠点において、災害時に必要な情報を入手できるよう無線LAN環境の整備を検討する必要がある。

○電力事業者における災害予防措置の徹底を要請するとともに、大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について日頃から連携を密にしておく必要がある。

○緊急輸送道路に関連する橋梁設備について、耐震・津波対策を推進することにより、災害時の交通の確保に加え、橋梁に施設されている水道管、光ケーブル等の途絶を防止する必要がある。

○大規模地震時に被害を受けやすい電柱の脆弱性を解消する必要がある。【再掲】

○電力等の長期供給停止を発生させないように、洪水・津波・高潮対策等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。

【現在の水準を示す指標】

市街地等の幹線道路の無電柱化率：1級市道（0.01%）、2級市道なし、その他市道（0.00068%）（R1）【再掲】

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

【脆弱性の評価】

- 停電や停波によりテレビ・ラジオからの情報が得られないといった事態に備えて、SNS などを活用して速やかに災害情報を発信できる体制を整える必要がある。
- 本市における防災行政無線等の整備、災害情報共有システム（Lアラート）を活用した災害情報の提供により、住民等への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化が進められてきており、それらの施策を確実に推進する必要がある。
- 市民への災害情報提供のために整備している「防災・防犯メールサービス」の登録者数の増加を図る必要がある。
- 大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切であることから、本市における自主防災組織の充実強化を促進するとともに、地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の育成を推進する必要がある。【再掲】
- 南海トラフ地震等の大規模災害時には、燃料供給が混乱することが予想されることから、優先供給施設の災害応急対策活動が円滑に進むように、国及び県の燃料供給計画に基づき石油連盟や県石油商業組合と協定を締結している。今後、供給手順等についてマニュアルを策定して燃料事業者や施設管理者等と情報共有を行う必要がある。【再掲】
- 放送事業者及び通信事業者における災害予防措置の徹底を要請するとともに、大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について日頃から連携を密にしておく必要がある。

【現在の水準を示す指標】

- 公式 facebook フォロワー数：3,793 人（R1）
- 本市の災害情報共有システム（Lアラート）の導入率：100%（R1）
- 防災・防犯情報メール加入者数：7000 人（R1）【再掲】
- 自主防災組織活動カバー率：82.73%（R1）【再掲】
- 防災士数：4800 人（R2）※県内【再掲】

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下や金融サービス機能等の停止による市内経済の停滞

【脆弱性の評価】

- 専門家派遣やセミナー開催による企業のBCP作成支援の取組を充実させ、企業のBCP策定を促進する必要がある。【再掲】
- BCPに基づく施設整備や、耐震改修を促進することにより企業の災害対策を促進する必要がある。【再掲】
- 企業等が地域の一員として平常時から自治体や消防団、自主防災組織等と連携を

深める必要がある。【再掲】

- 被災中小企業の再建を促進するための金融支援が円滑に実施されるよう関係金融機関等と連携し、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、融資制度の弾力的運用等について事前にシミュレーションをしておく必要がある。
- 東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく必要がある。
- 企業の被災及びサプライチェーンの寸断等を防ぐため、道路の防災、震災対策や地震・津波・水害対策等を着実に推進する必要がある。

【現在の水準を示す指標】

商工会議所・商工会 BCP 策定率：0%（R1）

県内高速道路供用率：74%（R1）【再掲】

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

【脆弱性の評価】

- 専門家派遣やセミナー開催による企業のBCP作成支援の取組を充実させ、企業のBCP策定を促進する必要がある。【再掲】
- BCPに基づく施設整備や、耐震改修を促進することにより企業の災害対策を促進する必要がある。【再掲】
- 工場・事業所等における自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保等を推進する必要がある。
- 南海トラフ地震等の大規模災害時には、燃料供給が混乱することが予想されることから、優先供給施設の災害応急対策活動が円滑に進むように、国及び県の燃料供給計画に基づき石油連盟や県石油商業組合と協定を締結している。今後、供給手順等についてマニュアルを策定して燃料事業者や施設管理者等と情報共有を行う必要がある。【再掲】
- 東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく必要がある。【再掲】
- エネルギー供給施設の被災を防ぎ燃料供給ルートを確実に確保するため、道路の防災、震災対策や地震・津波・水害対策等を着実に推進する必要がある。

【現在の水準を示す指標】

商工会議所・商工会 BCP 策定率：0%（R1）【再掲】

県内高速道路供用率：74%（R1）【再掲】

5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

【脆弱性の評価】

- 施設によっては、火災、煙、有害物質等の流出により、周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関との連携強化や災害対応能力を高める必要がある。【再掲】
- 消防本部等の施設整備、消防職員等の教育・訓練、消防団員の確保等の取組を進める必要がある。【再掲】
- 専門家派遣やセミナー開催による企業のBCP作成支援の取組を充実させ、企業のBCP策定を促進する必要がある。【再掲】
- BCPに基づく施設整備や、耐震改修を促進することにより企業の災害対策を促進する必要がある。【再掲】
- 企業等が地域の一員として平常時から自治体や消防団、自主防災組織等と連携を深める必要がある。【再掲】
- 地震や津波による危険物保管施設や高圧ガス設備等の被害の軽減を図るため、設備の耐震化を促進するとともに、関係従事者の安全教育を推進し、災害対応能力の向上を図る必要がある。
- 基幹的農業水利施設の長寿命化計画の策定や耐震化などハード対策を進める必要がある。
- 豪雨などにより浸食を受けやすい地域では、農地の浸食防止を目的とした排水路整備を進めるとともに、排水機場やため池を整備することにより、農地や農業用施設の被害防止軽減を推進する必要がある。
- 人命・財産への影響のあるため池の耐震調査及び「ため池ハザードマップ」の作成を行うとともに、マップの周知を図る必要がある。また豪雨・地震等による決壊の恐れのあるため池の対策を進める必要がある。【再掲】
- 漁港施設の耐震化や粘り強い構造の付加により、漁港機能の復旧期間の短縮や経費の削減を図る必要がある。
- 産業施設及び周辺の道路の防災、震災対策や地震・津波・水害対策等を着実に推進する必要がある。

【現在の水準を示す指標】

- 消防職員数：167名（R1）【再掲】
- 消防団員数：1841名（R1）【再掲】
- 商工会議所・商工会BCP策定率：0%（R1）【再掲】
- 市営造成施設の長寿命化計画の策定：0箇所（R1）
- ため池の耐震性点検の実施：2箇所（R1）【再掲】
- ため池ハザードマップ作成：4箇所（R1）【再掲】
- 拠点漁港の機能強化事業着手率：66.7%（R1）

5-4 広域交通ネットワークが分断する等、基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能停止

【脆弱性の評価】

- 沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、耐震改修促進法に基づき、県と連携して耐震診断の実施を義務付ける緊急輸送道路等の指定について検討する必要がある。【再掲】
- 広域交通の代替性を確保するためにも、東九州新幹線の整備計画路線への格上げに向けた取組を強化する必要がある。
- 大規模地震等が発生した場合、鉄道等の交通施設の倒壊により、人命はもとより、避難や応急対策に障害がおよぶおそれがあるため、施設の耐震化や防災対策の強化を国や事業者に対して働きかける必要がある。【再掲】
- 東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく必要がある。【再掲】
- 地震災害時の「緊急輸送を確保するため必要な道路」であり、災害発生時の救助・救急・医療・消火活動及び緊急物資供給等に必要な人員及び物資等の輸送を担う緊急輸送道路の整備促進を図る必要がある。【再掲】
- 高規格幹線道路と一体となって、地域構造を強化する役割を担う地域高規格道路の整備促進を図る必要がある。【再掲】
- 広域交通ネットワークを確保するため、特に緊急輸送道路に架かる特殊橋の耐震補強を確実に推進する必要がある。
- 基幹交通ネットワークの被災を防ぐため、施設周辺及びアクセス道路等の洪水・津波・高潮対策等を着実に進める必要がある。

【現在の水準を示す指標】

県内高速道路供用率：74%（R1）【再掲】

5-5 食糧等の安定供給の停滞

【脆弱性の評価】

- 災害時にも食品流通に係る事業を維持もしくは早期に再開させることを目的として、市、食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）等における連携・協力体制について検討する必要がある。
- 専門家派遣やセミナー開催による企業のBCP作成支援の取組を充実させ、企業のBCP策定を促進する必要がある。【再掲】

- 工場・事業所等における自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保等を推進する必要がある。
- BCPに基づく施設整備や、耐震改修を促進することにより企業の災害対策を促進する必要がある。【再掲】
- 東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく必要がある。【再掲】
- 高規格幹線道路と一体となって、地域構造を強化する役割を担う地域高規格道路の整備促進を図る必要がある。【再掲】
- 物資輸送ルートを実実に確保するため複数輸送ルートの確保を図る必要がある。【再掲】
- 山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策が必要である。
- 農道橋・林道橋等の適切な管理を図るため、個別施設計画の策定を促進する必要がある。【再掲】
- 漁港施設の耐震化や粘り強い構造の付加により、漁港機能の早期復旧を図り水産物供給機能を回復する必要がある。
- 基幹的農業水利施設の長寿命化計画の策定や耐震化などハード対策の推進を進める必要がある。【再掲】
- 豪雨などにより浸食を受けやすい地域では、農地の浸食防止を目的とした排水路整備を進めるとともに、排水機場やため池を整備することにより、農地や農業用施設の被害防止軽減を推進する必要がある。【再掲】
- 人命・財産への影響のあるため池の耐震調査及び「ため池ハザードマップ」の作成を行うとともに、マップの周知を図る必要がある。また豪雨・地震等による決壊の恐れのあるため池の対策を進める必要がある。【再掲】
- 食料等の供給ルートを実実に確保するため、道路等の地震・津波・水害対策等を着実に進める必要がある。

【現在の水準を示す指標】

- 商工会議所・商工会 BCP 策定率：0% (R1) 【再掲】
- 県内高速道路供用率：74% (R1) 【再掲】
- 林道の整備状況：484 km (R2) 【再掲】
- 拠点漁港の機能強化事業着手率：66.7% (R1) 【再掲】
- 市営造成施設の長寿命化計画の策定：0 箇所 (R1) 【再掲】
- 防災重点ため池：15 箇所（うち整備数：0 箇所） (R1)
- ため池の耐震性点検の実施：2 箇所 (R1) 【再掲】

ため池ハザードマップ作成：4箇所（R1）【再掲】

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や燃料、LPガスサプライチェーンの機能停止

【脆弱性の評価】

- 専門家派遣やセミナー開催による企業のBCP作成支援の取組を充実させ、企業のBCP策定を促進する必要がある。【再掲】
- 工場・事業所等における自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保等を推進する必要がある。【再掲】
- 災害時に燃料供給が混乱することが予想されることから、重要施設への燃料供給が図られるよう、燃料事業者等と平時から対象施設等について情報共有するとともに、供給体制の検討を行う必要がある。【再掲】
- 南海トラフ地震等の大規模災害時には、エネルギーネットワークの機能が停止することが予想されることから、これらの施設の復旧が円滑に進むように国と連携しながら通行可能な道路等の情報提供を行い支援を行う必要がある。
- 東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく必要がある。【再掲】
- エネルギー供給施設の被災を防ぎ燃料供給ルートを確実に確保するため、道路の防災、震災対策や地震・津波・水害対策等を着実に推進する必要がある。

【現在の水準を示す指標】

商工会議所・商工会BCP策定率：0%（R1）【再掲】

県内高速道路供用率：74%（R1）【再掲】

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

【脆弱性の評価】

- 上水道施設の耐震化及び老朽化対策が進められているが、事業費用が多額であることなどから、現状でその耐震適合率は約3割程度にとどまっており更なる耐震化及び老朽化対策を進める必要がある。【再掲】
- 限りある水資源を有効に活用するため、健全な水循環の保全を進める必要がある。
- 上水道施設等の被災を防ぐため、周辺の洪水・津波・高潮対策等を着実に進める必要がある。

【現在の水準を示す指標】

上水道基幹管路の耐震適合率：35.6%（H30）【再掲】

上水道の重要給水施設への基幹管路の耐震適合率：36.6%（H30）【再掲】

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

【脆弱性の評価】

○下水道施設（処理場、主要な管渠等）の耐震、耐津波対策を促進し、被災時の公衆衛生を確保する必要がある。また、被災時における下水道機能の継続、早期回復が図られるよう下水道BCPに基づく防災訓練を実施するとともに、下水道施設の戦略的維持管理・更新【ストックマネジメント（長寿命化）対策】を行う必要がある。【再掲】

○浄化槽については、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する必要がある。また、GISを活用した浄化槽台帳システムを整備し、設置・管理状況などの把握情報の精度を高める必要がある。

【現在の水準を示す指標】

下水道施設の耐震・耐津波対策：着手中（R1）【再掲】

下水道BCPの策定：着手中（R1）【再掲】

下水処理場（管理棟）の耐震化率：50%（R1）【再掲】

重要な管路の耐震化率：33.1%（R1）【再掲】

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

【脆弱性の評価】

○発災後の的確な道路交通情報の把握のため、警察・自衛隊・道路管理者等が収集する交通情報に加え民間プローブ情報（車の位置・時間情報等を集積したデータ）の活用についても検討を進める必要がある。【再掲】

○沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、耐震改修促進法に基づき、県と連携して耐震診断の実施を義務付ける緊急輸送道路等の指定について検討する必要がある。【再掲】

○地震災害時の「緊急輸送を確保するため必要な道路」であり、災害発生時の救助・救急・医療・消火活動及び緊急物資供給等に必要な人員及び物資等の輸送を担う緊急輸送道路の整備促進を図る必要がある。【再掲】

○東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく必要がある。【再掲】

<p>○高規格幹線道路と一体となって、地域構造を強化する役割を担う地域高規格道路の整備促進を図る必要がある。【再掲】</p> <p>○物資輸送ルートを実実に確保するため複数輸送ルートの確保を図る必要がある。【再掲】</p> <p>○山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策が必要である。【再掲】</p> <p>○地域交通ネットワークの被災を防ぐため、道路の防災、震災対策や地震・津波・水害対策等を着実に推進する必要がある。</p>
<p>【現在の水準を示す指標】</p> <p>県内高速道路供用率：74%（R1）【再掲】</p> <p>林道の整備状況：484 km（R2）【再掲】</p>

<p>7-1 市街地での大規模火災の発生</p>
<p>【脆弱性の評価】</p> <p>○大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切であることから、本市における自主防災組織の充実強化を促進するとともに、地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の育成を推進する必要がある。【再掲】</p> <p>○住宅用火災警報器設置の設置はある程度進んでいるが、法律による義務化以前に建築された住宅への設置が課題であり、設置を促進する必要がある。また、通電後の火災を防ぐため、感震ブレーカーの設置についても促進する必要がある。【再掲】</p> <p>○消防本部等の施設整備、消防職員等の教育・訓練、消防団員の確保等の取組を進める必要がある。【再掲】</p> <p>○発災後の的確な道路交通情報の把握のため、警察・自衛隊・道路管理者等が収集する交通情報に加え民間プローブ情報（車の位置・時間情報等を集積したデータ）の活用についても検討を進める必要がある。【再掲】</p> <p>○土地区画整理事業等により、大規模地震等において延焼を防いだり、一時避難場所等の防災空間となる道路・公園等の整備を進めていく必要がある。【再掲】</p> <p>○市街地等において、避難路となる街路の整備を計画的に進めていく必要がある。【再掲】</p> <p>○大規模地震時に被害を受けやすい電柱の脆弱性を解消する必要がある。【再掲】</p> <p>○避難場所に指定された都市公園の計画的な更新・補修を行うことにより、安心な都市空間の形成を図る必要がある。【再掲】</p>
<p>【現在の水準を示す指標】</p>

自主防災組織活動カバー率：82.73%（R1）【再掲】
防災士数：4800人（R2）※県内【再掲】
火災警報器設置率：84%（R1）【再掲】
消防職員数：167名（R1）【再掲】
消防団員数：1841名（R1）【再掲】
市街地等の幹線道路の無電柱化率：1級市道（0.01%）、2級市道なし、その他市道（0.00068%）（R1）【再掲】

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

【脆弱性の評価】

- 臨海部の工場、危険物取扱施設等の被災は、周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関との連携強化や災害対応能力を高めるとともに、沿岸部の災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する必要がある。
- 専門家派遣やセミナー開催による企業のBCP作成支援の取組を充実させ、企業のBCP策定を促進する必要がある。【再掲】
- 地震や津波による危険物保管施設や高圧ガス設備等の被害の軽減を図るため、設備の耐震化を促進するとともに、関係従事者の安全教育を推進し、災害対応能力の向上を図る必要がある。【再掲】
- 消防本部等の施設整備、消防職員等の教育・訓練、消防団員の確保等の取組を進める必要がある。【再掲】

【現在の水準を示す指標】

商工会議所・商工会BCP策定率：0%（R1）【再掲】
消防職員数：167名（R1）【再掲】
消防団員数：1841名（R1）【再掲】

7-3 沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺

【脆弱性の評価】

- 沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、耐震改修促進法に基づき、県と連携して耐震診断の実施を義務付ける緊急輸送道路等の指定について検討する必要がある。【再掲】
- 住宅の耐震化率は年々向上しているものの、耐震化の必要性について引き続き啓発活動を行うとともに、木造住宅耐震化リフォーム推進事業の周知に努め、さらに制度拡充を図ることで活用を促していく必要がある。【再掲】
- 耐震改修促進法に基づく特定建築物等の耐震化率は年々向上しているものの、公共建築物に比べ民間建築物の耐震化率は低い状況にあることから、更なる耐震化

を進める必要がある。【再掲】

○耐震診断が義務付けられた民間の大規模建築物については、早期に安全性を確認する必要があるため、建築物耐震化促進事業の推進により、特に耐震化を促進する必要がある。【再掲】

○耐震診断が義務付けられていない庁舎等の防災拠点建築物、その他不特定多数が利用する施設についても耐震化を促進する必要がある。【再掲】

○被災した宅地や住宅の危険度を的確に判定するため、被災宅地危険度判定士や被災建築物応急危険度判定士の育成を推進する必要がある。

○大規模災害時に迅速な道路啓開等が行えるよう、総合防災訓練等を通じて、建設関係団体等の関係機関との連携強化により災害対応能力を高める必要がある。

【再掲】

○発災後の的確な道路交通情報の把握のため、警察・自衛隊・道路管理者等が収集する交通情報に加え民間プローブ情報(車の位置・時間情報等を集積したデータ)の活用についても検討を進める必要がある。【再掲】

○大規模地震時に被害を受けやすい電柱の脆弱性を解消する必要がある。【再掲】

【現在の水準を示す指標】

住宅の耐震化率：75.6%（H28）【再掲】

特定建築物の耐震化率：80%（H28）【再掲】

被災建築物応急危険度判定士：87名（R1）

被災宅地危険度判定士：33名（R1）

市街地等の幹線道路の無電柱化率：1級市道（0.01%）、2級市道なし、その他市道（0.00068%）（R1）【再掲】

7-4 ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

【脆弱性の評価】

○人命・財産への影響のあるため池の耐震調査及び「ため池ハザードマップ」の作成を行うとともに、マップの周知を図る必要がある。また豪雨・地震等による決壊の恐れのあるため池の対策を進める必要がある。【再掲】

○損傷時の社会的影響が大きい砂防関係施設について長寿命化計画を策定し、適切な維持管理や長寿命化を図る必要がある。

【現在の水準を示す指標】

ため池の耐震性点検の実施：2箇所（R1）【再掲】

ため池ハザードマップ作成：4箇所（R1）【再掲】

7-5 有害物質の大規模拡散・流出

【脆弱性の評価】

- 有害物質の大規模拡散等は、周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関との連携強化や災害対応能力を高める必要がある。
- 地震や津波による危険物保管施設や高圧ガス設備等の被害の軽減を図るため、設備の耐震化を促進するとともに、関係従事者の安全教育を推進し、災害対応能力の向上を図る必要がある。【再掲】
- 有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルの見直し等を行い、国・県等の関係機関と連携して対応する必要がある。

7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【脆弱性の評価】

- 豪雨などにより浸食を受けやすい地域では、農地の浸食防止を目的とした排水路整備を進めるとともに、排水機場やため池を整備することにより、農地や農業用施設の被害防止軽減を推進する必要がある。【再掲】
- 人命・財産への影響のあるため池の耐震調査及び「ため池ハザードマップ」の作成を行うとともに、マップの周知を図る必要がある。また豪雨・地震等による決壊の恐れのあるため池の対策を進める必要がある。【再掲】
- 人工林の生育段階に見合った適切な間伐をはじめ、再造林や鳥獣害防止施設等の整備など、計画に基づく効率的な森林施業の実行に取り組むとともに、多様な森林の造成等により樹冠や根系の発達した樹木を育て、下層や林床の植生が豊かな森林づくりを進め、表層崩壊や風害の防止機能を向上させる必要がある。
- 山地災害危険地区の整備率を引き上げるため、治山施設の整備等の防災減災対策をハード対策・ソフト対策を合わせて推進する必要がある。
- 国土保全機能の保全を図るため、保安林の適切な管理・保全や改良、保安林の整備を進める必要がある。
- 森林の荒廃を防止し、土砂崩壊等の国土保全機能を十分発揮する上では、植えて、育てて、伐って利用し、また植えるという森林の循環が極めて重要であることから、木材の利用を促進するため、新たな利用先として期待されるCLT等をはじめ、木材の多様な利用技術開発に引き続き取り組むことが必要である。
- 農地・森林等の荒廃による被害拡大を防ぐため多面的かつ公益的な機能を有する中山間地域の維持・活性化を図る必要がある。

【現在の水準を示す指標】

防災重点ため池：15箇所（うち整備数：0箇所）（R1）【再掲】

ため池の耐震性点検の実施：2箇所（R1）【再掲】

ため池ハザードマップ作成：4箇所（R1）【再掲】

再造林面積：261.68ha（H30）

<p>間伐実施面積：805ha（H28）</p> <p>山地災害危険地区の整備地区数：632箇所（H30）</p> <p>民有保安林指定率：25.7%（R1）【再掲】</p> <p>「いきいき集落」認定数（延べ数）：8か所（R1）【再掲】</p>

<p>7-7 風評被害等による地域経済等への甚大な影響</p>
<p>【脆弱性の評価】</p> <p>○災害発生時において、国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションしておく必要がある。</p> <p>○災害後の安全性への不安により本市への旅行等を控える観光客対策として、ホテル・交通等の市内観光事業者と連携した情報発信や旅行会社へのプロモーション等について検討しておく必要がある。</p> <p>○専門家派遣やセミナー開催による中小企業のBCP作成支援の取組を充実させ、企業のBCP策定を促進する必要がある。【再掲】</p>
<p>【現在の水準を示す指標】</p> <p>消防職員数：167名（R1）【再掲】</p> <p>消防団員数：1841名（R1）【再掲】</p> <p>商工会議所・商工会BCP策定率：0%（R1）【再掲】</p>

<p>8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>
<p>【脆弱性の評価】</p> <p>○南海トラフ巨大地震を想定し平成28年3月に策定した「宮崎県災害廃棄物処理計画」に基づく広域処理体制を構築する必要がある。</p> <p>○災害廃棄物処理計画の策定を促すとともに、その実効性を高める必要がある。また、災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、本市における災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードの確保等を促進する必要がある。</p>

<p>8-2 道路啓開、家屋被害調査等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>
<p>【脆弱性の評価】</p> <p>○大規模災害時に迅速な道路啓開等が行えるよう、総合防災訓練等を通じて、建設関係団体等の関係機関との連携強化により災害対応能力を高める必要がある。</p>

【再掲】

- 大規模災害発生時に市内の物資等が不足する場合を想定し、国や地方公共団体間における広域的な対策を円滑に実施できる体制の確立が必要である。【再掲】
- 被災した宅地や住宅の危険度を的確に判定するため、被災宅地危険度判定士や被災建築物応急危険度判定士の育成を推進する必要がある。【再掲】
- 大規模災害発生時には、がれきや放置車両等の散乱により、支援物資を運搬する車両等の通行が阻害される恐れがあることから、早期に道路啓開を実施し、輸送ルートを確保する必要がある。【再掲】
- 地震・津波、土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されることから、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善を図る必要がある。
- 過疎化等による地域コミュニティの衰退は、災害により加速され、災害後の復旧・復興の活力が失われるおそれがある。災害後も地域の生活機能等が維持されるためには、平時から地域活性化の取組を進める必要がある。【再掲】

【現在の水準を示す指標】

被災建築物応急危険度判定士：87名（R1）【再掲】

被災宅地危険度判定士：33名（R1）【再掲】

「いきいき集落」認定数（延べ数）：8か所（R1）【再掲】

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【脆弱性の評価】

- 大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切であることから、本市における自主防災組織の充実強化を促進するとともに、地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の育成を推進する必要がある。【再掲】
- 消防本部等の施設整備、消防職員等の教育・訓練、消防団員の確保等の取組を進める必要がある。【再掲】
- 南海トラフ地震等の被害想定を踏まえ、災害時の応急仮設住宅の必要戸数を確保する必要がある。南海トラフ地震の被害想定では、大量の応急仮設住宅が必要となるため、建設仮設住宅の用地の確保及び借り上げ仮設住宅の円滑な供給体制の確立が必要である。
- 市社会福祉協議会等と連携し、平常時から市民等に対するボランティア活動の普及・啓発に努めるとともに、災害ボランティアセンターが円滑に設置・運営されるための体制を整備する必要がある。
- 被災者支援を行う民生委員・児童委員の欠員地区をなくし充足率 100%を目指

す必要がある。【再掲】

○過疎化等による地域コミュニティの衰退は、災害により加速され、災害後の復旧・復興の活力が失われるおそれがある。地域コミュニティの維持のため、路線バス等の地域交通網を確保する必要がある。【再掲】

○過疎化等による地域コミュニティの衰退は、災害により加速され、災害後の復旧・復興の活力が失われるおそれがある。災害後も地域の生活機能等が維持されるためには、平時から地域活性化の取組を進める必要がある。

【現在の水準を示す指標】

自主防災組織活動カバー率：82.73%（R1）【再掲】

防災士数：4800人（R2）※県内【再掲】

消防職員数：167名（R1）【再掲】

消防団員数：1841名（R1）【再掲】

民生委員・児童委員充足率：94.1%（R1）【再掲】

「いきいき集落」認定数（延べ数）：8か所（R1）【再掲】

8-4 高速道路・鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【脆弱性の評価】

○大規模地震等が発生した場合、鉄道等の交通施設の倒壊により、人命はもとより、避難や応急対策に障害がおよぶおそれがあるため、施設の耐震化や防災対策の強化を国や事業者に対して働きかける必要がある。【再掲】

○広域交通の代替性を確保するためにも、東九州新幹線の整備計画路線への格上げに向けた取組を強化する必要がある。【再掲】

○東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく必要がある。【再掲】

○災害復旧を迅速に行うには、土地の権利関係を明確にした現地復元性のある地図を整備しておくことが必須であり、地籍調査を推進する必要がある。

○本市では、土地所有者の高齢化や地域からの人口流出、山林等の荒廃の進行などから、土地の境界の確認に必要な人証や物証が失われつつあり、できるだけ早い時期に地籍調査を進める必要がある。

○基幹インフラの被災を防ぐため、施設周辺及びアクセス道路等の洪水・津波・高潮対策等を着実に進める必要がある。【再掲】

【現在の水準を示す指標】

県内高速道路供用率：74%（R1）【再掲】

地籍調査進捗率：52%（R1）

8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生による復旧・復興が大幅に遅れる事態

【脆弱性の評価】

- 浸水被害軽減のために、河川・海岸堤防の地震・津波・高潮対策を着実に推進する必要がある。
- 内水浸水被害の解消及び軽減のため、揚水機場や管渠等の排水施設の整備を引き続き促進する必要がある。

【現在の水準を示す指標】

下水道による都市浸水対策達成率：46%（R1）【再掲】

8-6 住居や就労の確保、事業再開等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

【脆弱性の評価】

- 罹災証明発行の遅れは被災者の生活再建の遅れにつながるが、本市において大規模災害時に備えた人材育成等は十分とは言えないことから、本市での発行体制の整備に加え、他市町村、県による応援体制を構築する必要がある。
- 被災者支援の円滑な実施を行うため、本市における被災者台帳作成の事前準備等を促進する必要がある。さらに、被災者台帳・被災者支援システムの導入についても検討を進める必要がある。
- 南海トラフ巨大地震等の被害想定を踏まえ、災害時の応急仮設住宅の必要戸数を確保する必要がある。南海トラフ巨大地震の被害想定では、大量の応急仮設住宅が必要となるため、建設仮設住宅の用地の確保及び借り上げ仮設住宅の円滑な供給体制の確立が必要である。
- 被災した宅地や住宅の危険度を的確に判定するため、被災宅地危険度判定士や被災建築物応急危険度判定士の育成を推進する必要がある。【再掲】
- 市社会福祉協議会等と連携し、平常時から市民等に対するボランティア活動の普及・啓発に努めるとともに、災害ボランティアセンターが円滑に設置・運営されるための体制を整備する必要がある。
- 被災者生活支援措置（被災者生活再建支援制度、災害弔慰金、災害援護資金、生活福祉資金の貸付、母子父子寡婦福祉資金、災害時安心基金等）を迅速かつ円滑に実施するため、県と連携した実施体制を構築する必要がある。
- 専門家派遣やセミナー開催による中小企業のBCP作成支援の取組を充実させ、企業のBCP策定を促進する必要がある。【再掲】
- BCPに基づく施設整備や、耐震改修を促進することにより企業の災害対策を促進する必要がある。【再掲】

○被災中小企業の再建を促進するための金融支援が円滑に実施されるよう関係金融機関等と連携し、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、融資制度の弾力的運用等について事前にシミュレーションをしておく必要がある。【再掲】

○地震等により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、労働局と連携し、離職者や求人・求職動向の把握、臨時職業相談窓口の設置等の早期再就職支援について事前にシミュレーションをしておく必要がある。

○地震等により離職を余儀なくされた中小企業労働者で、生活費や子息の教育費に困窮した方に対する金融支援（中小企業勤労者支援融資（ハッピーローン貸付））において、大規模災害時に速やかに対応できるよう関係機関と事前に協議・検討を行う必要がある。

【現在の水準を示す指標】

商工会議所・商工会 BCP 策定率：0%（R1）【再掲】

被災建築物応急危険度判定士：87名（R1）【再掲】

被災宅地危険度判定士：33名（R1）【再掲】

(2) 施策分野ごとの脆弱性評価の結果概要

1 行政機能／消防等

【脆弱性の評価】

- 大規模災害時に、被災や交通の麻痺等により職員が登庁できず、必要な体制が構築できないことも想定し、職員の参集体制や災害対策要員の確保について検討する必要がある。
- 災害時に関係機関と連携した応急対策を迅速に行うために、情報共有、意思決定を円滑にする通信機器やシステムの整備が必要である。
- 南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、甚大な被害が予想されるため被害を最小限に抑えることが重要である。このため国は被害全容を把握することなく救助・救急活動、医療活動、物資供給、燃料供給等の支援活動を計画に基づき実施することとしている。本市においても大量の人的・物的支援を円滑に受入れ、支援を有効に機能させるために、受援計画を策定し、国や県と連携した受援計画の策定等を進める必要がある。
- 大規模災害時に円滑な災害対応や県民生活の安定化確保等を図るためには、防災担当職員はもとより、全ての職員の危機管理意識や災害対応能力を身につけておく必要がある。
- 平成 24 年度に策定した県業務継続計画（BCP）が策定されたが、本市においても BCP を策定し、市庁舎の建具飛散防止をはじめ、ライフライン供給システムの多重化を図るなど、非常時の初動期における行政機能の維持を図る必要がある。
- 本市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために防災対策を実施する責務があることから、災害発生時においてもその機能を確実に維持・発揮できるよう対策を促進する必要がある。
- 大規模災害時、市本庁舎は防災拠点として、市災害対策本部が設置されるとともに、県・自衛隊・消防等の関係諸機関と連携しながら災害応急対策が実施されるため、庁舎の十分な耐震性や関係諸機関が活動できる十分なスペース等を確保する必要がある。また、防災拠点となる庁舎の耐震化、津波・洪水対策、代替拠点の確保対策を推進する必要がある。
- 南海トラフ地震等の大規模災害発生時には、燃料供給が混乱することが予想されることから、緊急通行車両等や優先供給施設への燃料供給が確保できるよう県及び本市において、各々広域的及び市内での燃料供給に係る計画を策定し連携して体制の構築を図っている。今後は、緊急通行車両等や優先供給施設に燃料供給を行うための手順や関係機関との連携方法を具体的に定める必要がある。
- 風水害における避難勧告等の発令の遅れによる洪水や土砂災害被害を発生させないため、本市において明確な発令判断基準を整備するとともに、住民の早期避

難に関する意識を向上させる必要がある。

- 避難行動の判断に必要となる河川や土砂災害などの情報を、迅速かつ的確に市民へ提供するため、宮崎県総合河川砂防情報システムを活用した情報提供を引き続き推進する必要がある。
- 被災者支援の円滑な実施を行うため、本市における被災者台帳作成の事前準備等を促進する必要がある。さらに、被災者台帳・被災者支援システムの導入についても検討を進める必要がある。
- 被災者の避難所における生活環境整備と円滑な避難所運営のためには、本市における避難所運営マニュアルの作成を促進するとともに、避難者となる地域住民が主体的に避難所運営に関わるための取組を行う必要がある。
- 大規模地震による被害により避難所が使用不能になる事態や避難中の余震による二次被害から市民の命を守るため、避難所施設の耐震化（吊り天井等の非構造部材対策を含む）、老朽化対策及び機能強化を進める必要がある。
- 大規模地震等において大量に発生することが想定される、自宅避難者、車中泊等避難所外の被災者に対する支援対策についても検討する必要がある。
- 市管理施設においては、市の避難所に指定されている施設はもとより、それ以外の施設においても、災害時には施設利用者に加え緊急避難してくる周辺住民等の安全な誘導及び避難を確保するため、誘導及び避難の受入対策について検討しておく必要がある。また指定管理者制度導入施設においても、職員以外の多数の利用者や周辺住民の避難が想定されることから、市と指定管理者間において災害時の避難所等としての対応方針、官民の役割、責任の所在、運営方法を定めておく必要がある。
- 帰宅困難者に対する水・食料等の供給のため備蓄を推進する必要がある。
- 南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、被災規模によっては避難所も被害を受けるため避難所収容数を避難者総数が上回り収容出来ない事態が発生する。全ての避難者を円滑に避難所に収容するには、県市町村相互応援協定等に基づき本市と県の間において広域的な避難に関する連携の取組を促進していく必要がある。また、自治体の地理的状況では、隣県への避難者受入を要請することを想定し、「九州山口 9 県災害時応援協定」に基づき平時から隣県との連携の取組を行っておく必要がある。
- 大規模災害において自衛隊、警察、消防等の活動拠点や、支援物資の受入拠点を確保するとともに、拠点機能を発揮するための必要な資機材を整備しておく必要がある。
- 道路利用者の休息施設や地域の拠点として利用されている「道の駅」は、その立地や設備等により、被災地支援の拠点としての活用が期待できることから、国や県等と連携し必要な整備を進める必要がある。

- 南海トラフ地震などの大規模災害発生時には、市内において多数の死傷者や避難者が発生するとともに、物資等の不足が想定され、本市では通常業務を停止し、応急対策業務等を優先することとなるが、処理量が膨大になるため、庁内の人員体制だけでは対応出来なくなる可能性がある。このため、国からの支援に加え、九州各県においては、九州・山口9県災害時応援協定等を、市町村間では相互応援協定を締結し他の自治体から支援を受けることとしているが、支援を円滑に進めるためには、支援側である国や他県の自治体及び県内の自治体間の応援・受援体制の整備充実が必要である。
- 大規模災害により、本市が平時に使用している火葬場の火葬能力だけでは遺体の火葬を行うことが不可能になるおそれがあるため近市町村、県の火葬場を活用した広域火葬を実施する体制を構築する必要がある。
- 罹災証明発行の遅れは被災者の生活再建の遅れにつながるが、本市において大規模災害時に備えた人材育成等は十分とは言えないことから、発行体制の整備に加え、他市町村、県による応援体制を構築する必要がある。
- 大規模災害時に迅速な救助・救急活動、早期の道路啓開や迅速な物資供給等が行えるよう、日頃から関係機関相互の連携を強化するとともに、総合防災訓練等により実践的な災害対応能力を高めておく必要がある。
- 臨海部の工場、危険物取扱施設等の被災は、周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関との連携強化や災害対応能力を高めるとともに、沿岸部の災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する必要がある。
- 民間通信事業者の回線が停止した場合においても、災害発生時の情報収集及び災害対応の伝達を行うため、国や市町村、防災機関等を結ぶ総合防災情報ネットワークを設備しているが、大規模災害においても機能が失われないようシステムの維持管理を徹底する必要がある。
- 発災後の的確な道路交通情報の把握のため、警察・自衛隊・道路管理者等が収集する交通情報に加え民間プローブ情報(車の位置・時間情報等を集積したデータ)の活用についても検討を進める必要がある。
- 情報システムの大規模自然災害対策を促進するとともに、被災時の復旧に係る訓練等を実施することにより、ICT-BCPの有効性と職員の対応能力の向上に継続的に取り組む必要がある。
- 大規模災害時には行政の支援等が円滑に行われない可能性があることから、各家庭や事業所等における生活必需品の備蓄を促進する必要がある。
- 生活必需品の備蓄は市民が自ら行うことを基本とするが、避難時に物資の持出等が十分行われない可能性があること、また、大規模災害時には市外からの支援到達まで3日以上かかることが予想されることから、県、本市において計画的な備

蓄を進める必要がある。

- 大規模災害時における早期の道路啓開や迅速な物資供給等が行えるよう、総合防災訓練等を通じて、関係機関の連携強化や災害対応能力を高める必要がある。
- 大規模災害発生時に市内の物資等が不足する場合を想定し、国や地方公共団体間における広域的な対策を円滑に実施できる体制の確立が必要である。
- 大規模災害においては、市民一人ひとりの平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であるが、市民の備えや防災意識はまだ低い状況にあるため、更なる啓発が必要である。
- 大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切であることから、本市における自主防災組織の充実強化を促進するとともに、地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の育成を推進する必要がある。
- 津波から命を守るためには、地震発生後の迅速な避難が重要であるが、市民の備えや防災意識はまだ低い状況にあるため、更なる啓発が必要である。
- 津波から命を守るためには、地震発生後の迅速な避難が重要であり、個人が早期避難の意識を持つことはもとより、浸水想定区域の地域住民の助け合いによる早期避難態勢を構築する必要がある。
- 市内小中学校での防災教育、特に津波による被害が想定される学校での教職員の災害対応能力を向上させるとともに、小中学校の発達の段階や各地域の実情に応じた計画的・系統的な防災教育を推進する必要がある。
- 防災リーダー養成研修を受講した高校生を中心に、学校やその周辺地域住民と連携した防災への取組を推進していく必要がある。
- 全国瞬時警報システム（Jアラート）等、各種手段を活用した情報伝達訓練の実施により、住民への確実な情報伝達を図る必要がある。
- 今後増加が予想される訪日外国人旅行者や国内旅行者に対する津波避難情報の提供や避難誘導等の対策を推進する必要がある。
- 停電や停波によりテレビ・ラジオからの情報が得られないといった事態に備えて、SNSなどを活用して速やかに災害情報を発信できる体制を整える必要がある。
- 本市における防災行政無線等の整備、災害情報共有システム（Lアラート）を活用した災害情報の提供により、住民等への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化が進められてきており、それらの施策を確実に推進する必要がある。
- 不特定多数の者が集まる施設に対し、災害情報等の啓発・関係機関との連携を行う必要がある。
- 市民への災害情報提供のために整備している「防災・防犯メールサービス」の登録者数の増加を図る必要がある。

- 災害時は様々な情報が発信され混乱を生じることから、SNSの活用等、災害時の情報発信、収集手段を検討しておく必要がある。
- 災害発生時において、国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションしておく必要がある。
- 施設によっては、火災、煙、有害物質等の流出により、周辺的生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関との連携強化や災害対応能力を高める必要がある。
- 消防本部等の施設整備、消防職員等の教育・訓練、消防団員の確保等の取組を進める必要がある。
- 大規模災害時に住民からの通報を受信する電話回線や業務の遂行に必要な消防無線を使用するために、庁舎や中継局の非常用電源設備等について整備が必要である。
- 大規模災害時において行政機能が著しく低下した場合を想定し、関係機関との連携強化や民間との応援協定の締結等により、市全体として災害対応能力を維持するための方策を検討する必要がある。
- ヘリコプターによる被災者の迅速な救助のためには、各防災関係機関のヘリコプターの安全確保と効率的な運用が重要であり、運用に係るソフト・ハード両面の整備が必要である。
- 孤立集落に対する救急救助活動、救援物資搬送等を行うためにはヘリコプターの活用が不可欠であるため、効率的な活動のための体制を整備する必要がある。また、自衛隊ヘリコプターや他の都道府県防災ヘリコプターの協力が必要な場合を想定し、関係機関のヘリの運用方法等について事前に検討が必要である。

2 住宅・都市

【脆弱性の評価】

- 耐震改修促進法に基づく特定建築物等の耐震化率は年々向上しているものの、公共建築物に比べ民間建築物の耐震化率は低い状況にあることから、更なる耐震化を進める必要がある。
- 耐震診断が義務づけされた民間の大規模建築物については、早期に安全性を確認する必要があるため、建築物耐震化促進事業の推進により、特に耐震化を促進する必要がある。
- 耐震診断が義務付けられていない市庁舎等の防災拠点建築物、その他不特定多数が利用する施設についても耐震化を促進する必要がある。
- 住宅の耐震化率は年々向上しているものの、全国平均値約82%には届いていない状況にある。耐震化の必要性について、引き続き啓発活動を行うとともに木造住宅耐震化リフォーム推進事業の周知に努め、さらに制度拡充を図ることで活用

を促していく必要がある。

- 沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、耐震改修促進法に基づき、県と連携して耐震診断の実施を義務付ける緊急輸送道路等の指定について検討する必要がある。
- 市立学校の耐震化率は100%であるが、災害時には避難所等にも利用されることから、非構造部材の耐震化や施設の老朽化対策を着実に推進する必要がある。
- 大規模盛土造成地の崩壊による災害を防止し、宅地造成が行われた土地の安全性を確保するため、本市による位置図の作成・公表を促進する必要がある。
- 上水道施設の耐震化及び老朽化対策が進められているが、事業費用が多額であることなどから、現状でその耐震適合率は約3割程度にとどまっており更なる耐震化及び老朽化対策を進める必要がある。
- 下水道施設（処理場、主要な管渠等）の耐震、耐津波対策を促進し、被災時の公衆衛生を確保する必要がある。また、被災時における下水道機能の継続、早期回復が図られるよう下水道BCPに基づく防災訓練を実施するとともに、下水道施設の戦略的維持管理・更新【ストックマネジメント（長寿命化）対策】を行う必要がある。
- 内水浸水被害の解消及び軽減のため、揚水機場や管渠等の排水施設の整備を引き続き促進する必要がある。
- 耐震性の低いガス管が埋設されている施設においては、地震等による破損により、火災や爆発が発生することが想定される。そのため、市有施設の敷地内の埋設がガス管の耐震化を進める必要がある。
- 被災した宅地や住宅の危険度を的確に判定するため、被災宅地危険度判定士や被災建築物応急危険度判定士の育成を推進する必要がある。
- 建築基準法に基づく特殊建築物について、防火施設、避難施設の整備等、建築物の維持保全が適正に実施される必要がある。
- 住宅用火災警報器の設置はある程度進んでいるが、法律による義務化以前に建築された住宅への設置が課題であり、設置を促進する必要がある。また、通電後の火災を防ぐため、感震ブレーカーの設置についても促進する必要がある。
- 市街地等において、避難路となる街路の整備を計画的に進めていく必要がある。
- 土地区画整理事業等により、大規模地震等において延焼を防いだり、一時避難場所等の防災空間となる道路・公園等の整備を進めていく必要がある。
- 大規模地震時に被害を受けやすい電柱の脆弱性を解消する必要がある。
- 津波から住民の生命を守るためには、安全な場所への避難が基本である。このため本市では住民の避難を確保するため、民間ビルの津波避難ビル指定や公共施設、高台などの活用促進を進めるとともに、津波の到達までに住民が安全な場所へ避難できる津波避難場所の整備や避難経路の確保を図っているところである。

- が、今後とも迅速に取組を推進していく必要がある。
- 避難場所に指定された都市公園の計画的な更新・補修を促進し、安心な都市空間の形成を図る必要がある。
 - 学校施設において、災害発生時の児童生徒の安全確保及び、避難所として継続的に運用できるように、学校施設の非構造部材の耐震対策等を進める必要がある。
 - 学校施設は災害時に避難所等としても利用されることから、利便性を向上するための老朽化対策等を進める必要がある。
 - 市立都市公園施設等については、公園利用者の安全対策はもとより、災害時の一時避難施設や救援物資の集積等の防災拠点として、各施設の耐震化等の推進が必要である。
 - 沿岸部に位置する市立公園施設等は、不特定多数の利用者が想定されることから津波避難対策の検討を進め、必要となる施設整備を行っていく必要がある。
 - 南海トラフ地震等の被害想定を踏まえ、災害時の応急仮設住宅の必要戸数を確保する必要がある。南海トラフ地震の被害想定では、大量の応急仮設住宅が必要となるため、建設仮設住宅の用地の確保及び借り上げ仮設住宅の円滑な供給体制の確立が必要である。
 - コンビニエンスストア等と帰宅困難者支援のための水・食料・トイレ使用等の協定を締結しているが、今後も協定拡大を検討する必要がある。
 - 帰宅困難者や負傷者の安全確保を目的に、一時避難施設としての都市公園の整備を促進する必要がある。
 - 農地・森林等の荒廃による被害拡大を防ぐため多面的かつ公益的な機能を有する中山間地域の維持・活性化を図る必要がある。
 - 過疎化等による地域コミュニティの衰退は、地域防災力の低下に繋がることから、特に中山間地域を中心とした地域の維持・活性化を図る必要がある。

3 保健医療・福祉

【脆弱性の評価】

- 高齢者、障がい者等の要配慮者が利用する福祉施設の被災及び機能停止は、そのまま利用者の生命に関わることから、災害時にも利用者や職員のいのち、生活を守りながら施設の機能が維持され業務が継続される必要がある。
- 高齢者・障がい者・こども関連施設において非常災害に関する具体的計画の作成、避難体制の整備を行うとともに、定期的な従業者への周知及び避難訓練を行う必要がある。
- 災害により病院機能が麻痺することは、入院患者はもとより医療措置の必要な被災者の生命に関わることから、災害時においても病院機能を維持した上での被災患者を含めた患者すべての診療が、発災直後からの初動期、急性期、その後の亜

- 急性期、慢性期へと変化する災害のフェーズに対して継ぎ目無く可及的円滑に行われる必要がある。
- 医療・福祉施設における自立・分散型エネルギー整備の導入を進める必要がある。
 - 医療・福祉施設における非常用電源・自家発電装置、受水槽の設置等及び物資の備蓄を促進する必要がある。
 - 災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害医療従事者の受け入れが円滑に行われるよう、災害拠点病院との連携を図る必要がある。
 - 主に災害急性期以降における医療や健康管理、被災地の病院・診療所への支援を行う日本医師会災害医療チーム（JMAT）等の医療救護班との連携体制を構築する必要がある。
 - 災害発生時には、広域災害救急医療情報システム（EMIS）での入力・情報共有を図るよう、医療施設等の関係機関を対象にした研修会等を実施する必要がある。
 - ドクターヘリの運用、航空搬送拠点臨時医療施設の運営等、大規模災害における広域医療搬送等を想定した体制の整備を図る必要がある。
 - 孤立集落においても医療措置が必要な患者が発生した場合に医療活動が実施できる体制を整備する必要がある。
 - 災害時における支援活動に関する協定締結団体等と、災害時に必要とされる医薬品、医療機器等の円滑な供給体制を構築する必要がある。
 - 避難所における感染症予防・衛生対策のため、平時から予防接種を促進し感染症の発生を防止する必要がある。
 - 消毒や害虫駆除においては、迅速適確に実施できるように県との連携を強化する必要がある。
 - 避難所生活者等の健康悪化や災害関連死を防ぐため、県や関係機関と連携し、災害時における被災者の健康支援体制を整備する必要があるとともに、自宅避難者、車中泊等の避難所外の被災者の健康対策についても検討する必要がある。
 - 高齢者、障がい者や乳幼児、妊産婦、外国人等の災害時に配慮が必要ないわゆる要配慮者に対しては、それぞれの特性に応じた避難対策の支援を検討する必要がある。
 - 認知症高齢者グループホーム等の高齢者施設では、入居者の安全を確保するために施設の防災機能を向上させる必要がある。
 - 本市において災害発生時に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難な避難のため特に避難を必要とする避難行動要支援者名簿の作成及び避難行動要支援者ひとり一人の個別支援計画の作成を促進する必要がある。
 - 個別支援計画に基づく災害時の避難支援等を実行性のあるものとするため、平常時から住民同士の顔の見える関係を作るなど、地域の防災力を高めておくことと

ともに、防災や福祉、保健、医療等の各分野の関係者や機関同士が連携して取り組む必要がある。

- 津波浸水想定区域、土砂災害警戒区域等災害が想定される区域にある医療・福祉施設においては避難計画の策定や訓練等を実施するなど入所者等の安全な避難を図る必要がある。
- 一般の避難所では生活が困難な要配慮者等を受入れるため、本市における福祉避難所の確保を促進する必要がある。
- 福祉分野における、発災直後からの能動的・機動的な対応や、被災地外からの支援と被災地ニーズとのマッチング調整等のための災害福祉広域支援ネットワークの構築を検討する必要がある。
- 市社会福祉協議会等と連携し、平常時から市民等に対するボランティア活動の普及・啓発に努めるとともに、災害ボランティアセンターが円滑に設置・運営されるための体制を整備する必要がある。
- 被災者支援を行う民生委員・児童委員の欠員地区をなくし充足率100%を目指す必要がある。
- 被災者生活支援措置（被災者生活再建支援制度、災害弔慰金、災害援護資金、生活福祉資金の貸付、母子父子寡婦福祉資金、災害時安心基金等）を迅速かつ円滑に実施するため、県と連携した実施体制を構築する必要がある。

4 エネルギー・情報通信

【脆弱性の評価】

- エネルギー供給源の多様化のため、庁舎や学校、避難誘導道路等の災害時に不可欠な機能を有する施設や防災拠点等への再生可能エネルギー等の導入を促進する必要がある。
- 南海トラフ地震等の大規模災害時における燃料供給等については、災害応急対策活動に支障が生じないように緊急通行車両等や優先供給施設の供給について国や県の燃料供給計画に基づき、石油商業組合や石油連盟と協定等を締結し、中核SS等からの燃料供給体制の構築体制を図る必要がある。
- 南海トラフ地震等の大規模災害発生時には、燃料供給が混乱することが予想されることから、緊急通行車両等や優先供給施設への燃料供給が確保できるよう国及び県において、各々広域的及び県域内の燃料供給に係る計画を策定し連携して体制の構築を図っている。今後は、緊急通行車両等や優先供給施設に燃料供給を行うための手順や関係機関との連携方法を具体的に定める必要がある。
- 災害時に燃料供給が混乱することが予想されることから、重要施設への燃料供給が図られるよう、燃料事業者等と平時から対象施設等について情報共有するとともに、供給体制の検討を行う必要がある。

- 電力事業者における災害予防措置の徹底を要請するとともに、大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について日頃から連携を密にしておく必要がある。
- 社会経済システムが機能不全に陥らないためには、情報通信業と各産業との間には複雑な相互依存関係が存在しているおり、そのような相互依存関係の見える化を図った上で脆弱性を評価する必要がある。
- 情報通信の効果的・効率的な復旧のために、電気通信事業者との連携を図る応急活動体制の整備を「通信に関する関係者連絡会」により進めているが、電気通信事業者との相互認識共有及び情報・意見交換が必要である。
- 「宮崎情報ハイウェイ21」については、冗長性や迂回経路の確保等、一定の耐災害性が確保されているところではあるが、被災想定箇所における光ファイバー架空区間の耐災害性やアクセスポイントのあり方など、さらに検討していく必要がある。また、次期情報通信基盤のあり方に関する調査研究を進める必要がある。
- 放送事業者及び通信事業者における災害予防措置の徹底を要請するとともに、大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について日頃から連携を密にしておく必要がある。
- 市庁舎等の防災拠点において、災害時に必要な情報を入手できるよう無線 LAN 環境の整備を検討する必要がある。
- 南海トラフ地震などの大規模災害が発生した時は、電力の供給停止や通信事業者による通話統制が行われ固定電話や携帯電話などの情報通信システムの使用が制限されるため避難施設等の状況確認が困難になる。このため災害時に指定避難所や津波避難タワー等との通信手段を確保するため災害用通信設備（災害用特設公衆電話・特設公衆 WiFi）の早急な設置や非常用電源設備の確保の整備を進めて行く必要がある。
- 消防などの災害時に救助活動等の対応が必要な機関においては、隊員の食料や活動に必要とされる車両等の燃料について、備蓄を行うとともに、災害時に十分な供給が受けられる体制を構築する必要がある。

5 産業

【脆弱性の評価】

- 大規模災害が発生した場合、不特定多数の者が利用する中小企業の建築物の倒壊により多数の人的被害が想定されるため、特に耐震化を推進する必要がある。
- 専門家派遣やセミナー開催による企業のBCP作成支援の取組を充実させ、企業のBCP策定を促進する必要があるとともに、BCPに基づく施設整備や、耐震改修を促進することにより企業の災害対策を促進する必要がある。
- 工場・事業所等における自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保等を推進する

- 必要がある。
- 企業等が地域の一員として平常時から自治体や消防団、自主防災組織等と連携を深める必要がある。
 - 事業者等において帰宅困難な従業員のための備蓄等を促進する必要がある。
 - 被災中小企業の再建を促進するための金融支援が円滑に実施されるよう関係金融機関等と連携し、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、融資制度の弾力的運用等について事前にシミュレーションをしておく必要がある。
 - 地震等により離職を余儀なくされた中小企業労働者で、生活費や子息の教育費に困窮した方に対する金融支援（中小企業勤労者支援融資（ハッピーローン貸付））において、大規模災害時に速やかに対応できるよう関係機関と事前に協議・検討を行う必要がある。
 - 地震により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、労働局と連携し、離職者や求人・求職動向の把握、臨時職業相談窓口の設置等の早期再就職支援について事前にシミュレーションをしておく必要がある。
 - 災害時にも食品流通に係る事業を維持もしくは早期に再開させることを目的として、市、食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）等における連携・協力体制について検討する必要がある。
 - スポーツキャンプ等の開催時期においては、特定の地域に多数の選手・関係者、観光客等が集まるため、大規模地震・津波等による人命の保護を最大限図るとともに、災害情報の提供、避難誘導対策等、関係機関が連携した対策を検討する必要がある。
 - 災害後の安全性への不安により本市への旅行等を控える観光客対策として、ホテル・交通等の市内観光事業者と連携した情報発信や旅行会社へのプロモーション等について検討しておく必要がある。
 - 地震や津波による危険物保管施設や高圧ガス設備等の被害の軽減を図るため、設備の耐震化を促進するとともに、関係従事者の安全教育を推進し、災害対応能力の向上を図る必要がある。

6 交通・物流

【脆弱性の評価】

- 地震災害時の「緊急輸送を確保するため必要な道路」であり、災害発生時の救助・救急・医療・消火活動及び緊急物資供給等に必要な人員及び物資等の輸送を担う緊急輸送道路の整備促進を図る必要がある。
- 南海トラフ地震等の大規模災害時には、エネルギーネットワークの機能が停止することが予想されることから、これらの施設の復旧が円滑に進むように国と連携

しながら通行可能な道路等の情報提供を行い支援を行う必要がある。

- 東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく必要があるとともに、高規格幹線道路と一体となって、地域構造を強化する役割を担う地域高規格道路の整備促進を図る必要がある。
- 広域交通ネットワークを確保するため、特に緊急輸送道路に架かる特殊橋の耐震補強を確実に推進する必要がある。
- 物資輸送ルートを確実に確保するため複数輸送ルートの確保を図る必要がある。
- 山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策が必要である。また、農道橋・林道橋等の適切な管理を図るため、個別施設計画の策定を促進する必要がある。
- 緊急輸送道路に関連する橋梁設備について、耐震・津波対策を推進することにより、災害時の交通の確保に加え、橋梁に施設されている水道管、光ケーブル等の途絶を防止する必要がある。
- 同時発生した多数の集落における孤立化の早期解消を図るため、大規模災害を想定した迅速な道路啓開方法等について検討する必要がある。
- 大規模災害発生時には、がれきや放置車両等の散乱により、支援物資を運搬する車両等の通行が阻害される恐れがあることから、早期に道路啓開を実施し、輸送ルートを確保する必要がある。
- 大規模地震時に被害を受けやすい電柱の脆弱性を解消する必要がある。
- 広域交通の代替性を確保するためにも、東九州新幹線の整備計画路線への格上げに向けた取組を強化する必要がある。
- 災害時における生活必需品について、民間事業者等との物資調達・供給確保等の協力協定を締結し、流通備蓄の整備を進める必要がある。
- 大規模地震等が発生した場合、鉄道等の交通施設の倒壊により、人命はもとより、避難や応急対策に障害がおよぶおそれがあるため、施設の耐震化や防災対策の強化を国や事業者に対して働きかける必要がある。
- 津波により被害を受ける恐れのある、鉄道などの利用者の安全確保について、施設管理者・事業者等と連携した対策を進める必要がある。
- 過疎化等による地域コミュニティの衰退は、災害により加速され、災害後の復旧・復興の活力が失われるおそれがある。地域コミュニティの維持のため、路線バス等の地域交通網を確保する必要がある。
- 南海トラフ地震などの大規模災害発生時において県や本市では必要な物資を迅速に調達することは困難なため避難者への食料供給が低下する。このため国はプッシュ型により必要不可欠な物資調達を県に供給する計画となっている。県では

県外からの多量の物的支援を円滑に受入れ、避難者へ迅速に届けるため国の計画と連動して県の物資調達に係る計画を策定しているが、今後は計画の実効性を高めるためにマニュアルの整備や本市においても物資調達に係る計画を策定する必要がある。

7 農林水産

【脆弱性の評価】

- 漁港施設の耐震化や粘り強い構造の付加により、漁港機能の復旧期間の短縮や経費の縮減を図る必要がある。
- 豪雨などにより浸食を受けやすい地域では、農地の浸食防止を目的とした排水路整備を進めるとともに、排水機場やため池を整備することにより、農地や農業用施設の被害防止軽減を推進する必要がある。
- 基幹的農業水利施設の長寿命化計画の策定や耐震化などハード対策を進める必要がある。
- 人命・財産への影響のあるため池の耐震調査及び「ため池ハザードマップ」の作成を行うとともに、マップの周知を図る必要がある、また豪雨・地震等による決壊の恐れのあるため池の対策を進める必要がある。
- 人工林の生育段階に見合った適切な間伐をはじめ、再造林や鳥獣害防止施設等の整備など、計画に基づく効率的な森林施業の実行に取り組むとともに、多様な森林の造成等により樹冠や根系の発達した樹木を育て、下層や林床の植生が豊かな森林づくりを進め、表層崩壊や風害の防止機能を向上させる必要がある。

8 国土保全

【脆弱性の評価】

- 河川堤防の耐震対策や水門等の地震・津波対策、海岸堤防の耐震対策、既存の河川・海岸管理施設の老朽化対策等を推進する必要がある。しかしながら、施設整備だけでは自然災害に対応するには限界があることから、関係機関が連携してハード対策の着実な推進を図るとともに、警戒・避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた防災・減災対策が必要である。
- 海岸保全施設の整備については、海岸の侵食対策や高潮対策、L1 津波（比較的発生頻度の高い津波）対策を推進していく必要がある。
- 浸水被害軽減のために、河川・海岸堤防等の地震・津波・高潮対策を着実に推進する必要がある。
- 水害を未然に防止し、被害を最小化するため、河川整備と既存の河川を適切に維持管理するとともに、ダム管理者と連携を図りながら老朽化対策を進める必要がある。

- 施設整備については、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所から重点的・集中的に行う必要がある。
- 防災拠点、ライフライン施設、重要産業施設、エネルギー供給施設、輸送基盤施設・基幹交通ネットワーク、上水道施設等の被災を防ぐとともに、救助・物資等の輸送ルートを確実に確保するため、施設周辺や道路等の防災、震災対策及び地震、津波・高潮、水害、土砂災害対策等を着実に進める必要がある。
- 行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、洪水・津波・高潮対策等を着実に推進する必要がある。
- 交通インフラの被災、企業の被災及びサプライチェーンの寸断等を防ぐとともに通学路を確保するため、道路の防災、震災対策や地震・津波・水害対策等を着実に推進する必要がある。
- 住民の円滑な避難のため、本市における土砂災害ハザードマップの整備を促進するとともに、ハザードマップを活用した住民の避難訓練の実施により早期避難を促進する必要がある。
- 本市の山地災害危険地区は 632 箇所あり、山地に起因する自然災害から人命・財産の保護を図るため、引き続き、治山施設の整備等の防災減災対策をハード対策・ソフト対策を合わせて推進する必要がある。
- 国土保全機能の保全を図るため、保安林の適切な管理・保全や改良、保安林の整備を進める必要がある。
- 森林の荒廃を防止し、土砂崩壊等の国土保全機能を十分発揮する上では、植えて、育てて、伐って利用し、また植えるという森林の循環が極めて重要であることから、木材の利用を促進するため、新たな利用先として期待されるCLT等をはじめ、木材の多様な利用技術開発に引き続き取り組むことが必要である。
- 損傷時の社会的影響が大きい砂防関係施設について長寿命化計画を策定し、適切な維持管理や長寿命化を図る必要がある。
- 人命・財産への影響のあるため池の耐震性の照査及び「ため池ハザードマップ」の作成を行うとともに、マップの周知を図る必要がある、また豪雨・地震等による決壊の恐れのあるため池の対策を進める必要がある。
- 地震・津波、土砂災害等の災害時に道路警戒等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されることから、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善を図る必要がある。
- 気象変動の影響により大規模な浸水被害の発生頻度が高まることから、氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を進めるため、国の「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき国、県、市が連携・協力して減災のための目標を共有し、ハード対策とソ

フト対策を一体的、計画的に推進する必要がある。

- 津波が発生した時に市民が迅速に避難活動を行えることが重要である。このため本市では津波発生時の避難の目安となる津波の浸水域や避難場所をあらかじめ示しているハザードマップの作成等の取組を行っているが、今後も取組を推進し市民の防災意識の向上に努める必要がある。
- 洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップ等の作成・公表を促進する必要がある。本市においても、住民に分かりやすいハザードマップの検討を進める必要がある。また、配布されたハザードマップが有効に活用されることが大切であることから、県等と連携した啓発を推進する必要がある。
- 高潮時の円滑かつ迅速な避難のため、高潮ハザードマップの作成・公表を促進する必要がある。また、配布されたハザードマップが有効に活用されることが大切であることから、県等と連携した啓発を推進する必要がある。
- 土砂災害発生危険性の高い箇所において対策工事を推進しているが、その整備率は29.2%(R1年度末現在)と低く、ハード対策に併せソフト対策による早期避難への支援が必要である。
- 危険箇所の基礎調査の実施及び結果の公表等により危険な箇所を周知するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を推進する必要がある。
- 内水浸水被害の解消及び軽減のため、揚水機場や管渠等の排水施設の整備を引き続き促進する必要がある。
- 災害復旧を迅速に行うには、土地の権利関係を明確にした現地復元性のある地図を整備しておくことが必須であり、地籍調査を推進する必要がある。また、土地所有者の高齢化や地域からの人口流出、山林等の荒廃の進行などから、土地の境界の確認に必要な人証や物証が失われつつあり、できるだけ早い時期に地籍調査を進める必要がある。
- 限りある水資源を有効に活用するため、健全な水循環の保全を進める必要がある。

9 環境

【脆弱性の評価】

- 浄化槽については、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する必要がある。また、GISを活用した浄化槽台帳システムを整備し、設置・管理状況などの把握情報の精度を高める必要がある。
- 南海トラフ巨大地震を想定し平成28年3月に策定した「宮崎県災害廃棄物処理計画」に基づく広域処理体制を構築する必要がある。
- 市災害廃棄物処理計画の策定を促すとともに、その実効性を高める必要がある。また、災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、本市における災害廃棄物を仮置きす

るためのストックヤードの確保等を促進する必要がある。

○有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルの見直し等を行い、国・県等の関係機関と連携して対応する必要がある。

第4章 施策分野ごとの地域強靱化の推進方針

第2章で設定した9つの施策分野ごとの推進方針については次のとおりです。

1 行政機能／消防等

(市災害対策本部体制の充実・強化)

- 大規模地震の発生等を想定した場合、災害対策本部要員が登庁できず、また、災害が長期化した場合に必要な体制が維持できないなどの問題が生じる恐れがあることから、災害発生後速やかに職員を参集するため、市本庁近隣居住職員の活用を行うとともに、本部体制の中長期的な維持のために、危機管理局のOB職員の活用を行い、災害対策本部機能の充実を図る。【危機】
- 「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく宮崎県実施計画の運用に対応した災害対策本部組織の見直しを行うとともに、地方支部の役割・機能を検証し、支部レベルでの訓練の実施や資機材の整備等により地方支部の災害対応力を高める。【危機】
- 災害対策支援情報システムの確実な運用や情報連絡員の派遣など、被災情報を迅速かつ確実に収集するとともに、災害対策本部における情報共有・分析、受援調整、広報機能を強化することにより、これを的確に整理・分析し、応急対策に生かすための体制整備を図る。【危機】
- 災害時に県・関係機関と連携した応急対策を迅速に行うために、防災拠点庁舎の建設を見据えた災害対策本部内や県、国及び関係機関が有する情報を共有するための新たな情報共有システム整備等の検討を進める。【危機】
- 大規模災害時に本市が行う災害応急・復旧活動を支援する県職員の応援派遣制度について検討を進める。【危機】

3-1

(支援の受入体制の構築)

- 県外からの広域応援部隊等の人的支援や食料等の物的支援を円滑に受入れるため、県では国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく宮崎県実施計画を定めたところである。今後は、本市における県の実施計画を踏まえた受援計画の策定し、防災訓練等を通じて、その実効性を高めていく。また、各種防災拠点の充実や市外からの多様な応援主体との連携円滑化等の観点から、市の実施計画が受援計画として一層効果的なものとなるよう見直しを進めていく。【危機】 【各部局】

2-1 2-4 2-7 3-1

(市職員の災害対応能力の向上)

○大規模災害時の円滑な応急活動のための職員行動要領の充実を図ると共に、様々な防災関連の研修、セミナー等への積極的な参加や総合防災訓練等を通して防災担当職員の災害対応能力の向上に努める。【各部局】

3-1

(延岡市業務継続計画（BCP）の推進)

○平成 24 年度に策定した県業務継続計画（BCP）を基に本市においても、BCPを策定し、適切な進行管理や訓練の実施に努める。また、市庁舎の建具飛散防止をはじめ、電力や上下水道等のライフラインが確保できるよう供給システムの多重化を図るなどの必要な対策を推進していくことにより、非常時の初動期における行政機能の維持を図る。【危機】【各部局】

3-1

(市の防災体制の充実)

○本市の首長や職員を対象とした研修、総合防災訓練等により初動体制の確立および防災関係機関や住民等との連携強化を促進する。また、本市が災害発生時においてもその機能を確実に維持・発揮できるよう、研修会の開催等により、本市における業務継続計画（BCP）を策定する。【危機】

○本市において、平時から、被災後発生すると想定される業務の整理・確認や職員への研修、訓練を通じて災害対応力を強化するとともに、業務内容のフロー図等によるマニュアル化を行い、外部からの受援が円滑に行われるよう助言・支援する。【危機】

3-1

(防災拠点となる市施設の耐震化等)

○大規模災害時に市民の生命や財産を守る司令塔として、十分な耐震性を有し、災害応急対策や復旧・復興対策を円滑に実施できる防災拠点庁舎の整備を推進する。【各部局】

○市庁舎についても、災害発生時にもその機能が損なわれないよう、防災拠点の耐震化や津波浸水エリア内にある庁舎等の津波対策及び代替拠点の確保等を促進する。【各部局】

3-1

(災害緊急車両、重要施設への燃料供給体制の確立)

○災害時に燃料供給が混乱することが予想されることから、緊急車両や重要施設へ

の燃料供給が図られるよう、燃料事業者等と平時から対象施設等について情報共有するとともに、供給体制の検討を進める。【危機】

2-5

(避難情報の的確な発令)

○風水害における避難勧告等の発令の遅れによる洪水や土砂災害被害を発生させないため、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（内閣府）」に基づき本市において明確な発令判断基準の整備を推進するとともに、防災訓練の実施や住民との対話による確実な避難の実施を図る。【危機】

1-4 1-5 1-6

(防災情報（水位・雨量・カメラ画像）の提供)

○水防活動や土砂災害の発生監視に不可欠な防災情報（雨量、河川水位、カメラ画像）を、市民へ正しく安定的に提供するため、計画的に機器類の更新や改修を進める。【建設】

1-6

(被災者台帳の整備促進)

○被災者支援の円滑な実施を行うため、本市における被災者台帳・被災者支援システムの導入を促進する。【危機】

8-6

(避難所における生活環境の改善)

○被災者の生活支援として、必要な物資の確保や配給体制の整備、仮設トイレや移動入浴車の配備及び心身ケア体制の整備、要配慮者への支援など様々な対応が必要となることから、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」「避難所運営ガイドライン」（いずれも内閣府）等を参考に、本市における避難所運営マニュアルの作成を促進するとともに、避難者となる地域住民による運営ルールの検討、避難所運営訓練の実施等、市と住民が連携した取組を促進する。また、大量の避難者や帰宅困難者の発生に備え、被災自治体と周辺の自治体との連携のあり方等についても検討を進める。【危機】

2-2

(避難所の耐震化・機能強化)

○大規模地震における避難所の確保及び余震による二次被害から市民の命を守るため、本市が避難所として指定する施設については、施設管理者の協力の下、施設

の耐震化、老朽化対策及び機能強化を促進する。【危機】

2-2

(避難所外避難者対策)

○大規模地震等において大量に発生することが想定される、自宅避難者、車中泊等の避難所外の被災者対策として、本市における避難者の把握、物資や災害情報の提供、健康管理等の対策検討を促進するとともに、民間団体や災害ボランティアとの連携による支援についても検討を進める。【企画】【危機】

2-2

(市有施設利用者等の安全対策)

○市管理施設においては、本市の避難所に指定されている施設はもとより、それ以外の施設においても、災害時には施設利用者に加え緊急避難してくる周辺住民等の安全な誘導及び避難を確保するため、対応マニュアル等を整備するとともに、一時避難スペースの確保、水・食料等の備蓄等の対策を進める。また、指定管理者制度導入施設においても、市と指定管理者間において災害時の避難所等としての対応方針、官民の役割、責任の所在、運営方法等について事前に検討を行う。

【各部局】

2-2 2-6

(広域避難対策)

○大量の避難者の発生、避難所の被災等により避難所が不足することを想定し、県内市町村間での避難者受入に係る連携の取組を推進する。また、沿岸部から内陸部への広域避難について具体的な検討を進める必要があるとともに防災訓練を通じ、広域的な避難訓練を実施することにより市町村間の連携の取組を促進する必要がある。更に市内の避難所で避難者を収容できない場合には、県外への広域避難について、「九州山口9県災害時応援協定」に基づき隣県等との避難体制の検討を進める。【危機】

2-2

(災害時の活動拠点等の整備)

○国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」及び県の「宮崎県実施計画」に基づき緊急輸送地域ルートを選定、救助活動拠点、広域物資輸送拠点、重症患者の航空搬送拠点を選定しているが、今後は、各拠点の機能強化を図るため、資機材等の配備を行うとともに、広域物資輸送拠点の代替拠点等の追加指定を行い、体制の強化を図る。特に、「道の駅」はその立地や設備等によ

り、防災拠点としての活用が期待できることから、国や県と連携し、広域支援部隊が参集する後方支援拠点機能や、物資集積拠点機能、避難者受入機能など、それぞれの道の駅にふさわしい防災機能の充実を図る。【危機】【消防】【建設】

2-1

『関連補助事業』

●消防防災施設整備費補助金（総務省消防庁）

⇒耐震性貯水槽の整備支援

●緊急消防援助隊設備整備費補助金（総務省消防庁）

⇒高機能消防指令センターの整備

（自治体間の応援体制の構築）

○九州地方知事会における大規模災害発生時の相互協力体制の整備充実を図るとともに、地方自治体と国の地方支分部局や電力や通信などのライフライン関係機関で構成する「南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会」による関係機関が一体となった訓練等を通じて災害対応能力を高める。【危機】【各部局】

○県内沿岸10市町で構成する「宮崎県津波対策推進協議会」において津波災害対策の検討を進めるとともに、津波災害を受ける沿岸市町と受けない内陸の市町村との連携体制についても検討を進め、県内における市町村間の相互支援体制を構築する。【危機】【各部局】

2-1 3-1 8-2

（広域火葬体制の構築）

○大規模災害により、平時に使用している火葬場の火葬能力だけでは遺体の火葬を行うことが不可能になるおそれがあることから、県内及び近隣県の火葬場を活用した広域火葬を実施するため、連絡担当部局や火葬場情報の把握、要請・応援に係る手順等を定めた計画策定及び体制構築を推進する。【福祉】

2-8

（罹災証明交付体制の確立）

○罹災証明発行の遅れは被災者の生活再建の遅れにつながるが、本市において大規模災害時に備えた人材育成等は十分とは言えないことから、罹災証明発行に関する市独自のマニュアル作成、人材育成や県内外からの応援受入に関する計画策定を促進する。【危機】

8-6

(防災関係機関の連携強化)

- 大規模災害時には、膨大な数の負傷者や要救助者が発生することから、自衛隊や消防、警察等の救助関係機関が効果的、効率的に救助活動が行えるよう連携体制を確立するとともに、救助活動拠点や航空搬送拠点等を活用した総合防災訓練の実施等により人命救助のための体制・環境整備を図る。【危機】【各部局】
- 被災者の救助をはじめ、支援物資の調達等が迅速に図られるよう、南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会や九州防災連絡会、ヘリコプターの運用調整、総合防災訓練等様々な機会を捉えて自衛隊をはじめとする国、県の関係機関との連携強化を図る。【危機】【各部局】
- 物資の調達や燃料の確保等にかかる災害時応援協定の締結内容を充実させるとともに、当該協定に基づく応援内容が円滑に行われるよう、連絡体制の見直しや、訓練の実施、企業や民間団体における事業継続計画の策定を促進する。【危機】【各部局】

2-1 2-3 2-4 2-7 3-1 5-3 7-2 7-3 7-5 8-2

(総合防災情報ネットワークの整備)

- 民間通信事業者の回線が停止した場合においても、災害発生時の情報収集及び災害対応の伝達を行うため、国や県、防災機関等を結ぶ総合防災情報ネットワークを整備し、平成9年度から運用しているが、設備の老朽化や防災行政無線のデジタル化が必要であることから、信頼性の向上及び機能強化を図るため最新技術や宮崎情報ハイウェイ21を活用したシステム整備を行った。今後は、職員が災害活動時に使用する衛星携帯電話、可搬型防災行政無線等の整備を推進する。【危機】
- 住民一人ひとりに対し、より迅速、確実に災害関連情報を伝達するため、これまでの防災行政無線に加え、LアラートやコミュニティFM、エリアメール・緊急速報メール、市のメール配信システムなど、多様化を促進する。【危機】
- 東日本大震災では、非常用電源の燃料枯渇が大きな問題となったため、使用可能時間を踏まえた燃料備蓄、燃料の迅速かつ安定的確保を推進する。【危機】
- 災害時に国、電気通信事業者から電源車や衛星携帯電話の貸し出しを受け、本市の情報伝達手段を確保することも想定し、関係機関との連携を強化する。【危機】

1-4 3-1 4-1

(道路交通情報の把握)

- 発災後の的確な道路交通情報の把握のため、警察・自衛隊・道路管理者等が収集する交通情報に加え、民間プローブ情報(車の位置・時間情報等を集積したデータ)の活用について検討を進めるとともに、発災後、迅速な道路交通情報の把握、提供ができるよう、初動体制の構築を図る。【危機】【建設】

2-1 2-3 2-6 2-7 6-4 7-1 7-3

(ICT 部門の業務継続計画 (ICT-BCP) の推進)

○東日本大震災や熊本地震の被災状況等を教訓として、情報システムの大規模自然災害対策を促進する。また、被災時の人員体制の整備や復旧に係る訓練の実施により、ICT-BCP の有効性と職員の対応能力の向上に継続的に取り組む。【企画】

【各部局】

3-1 4-1

(本市における備蓄推進)

○生活必需品の備蓄は市民が自ら行うことを基本とするが、避難時に物資の持出等が十分行われない可能性があること、また、大規模災害時には市外からの支援到達まで3日以上かかることが予想されることから、南海トラフ巨大地震の想定避難者数を踏まえ、県・本市の役割分担、備蓄量等を定めた備蓄指針を策定し、本市における計画的な備蓄を推進する。【危機】

2-1 2-6

『関連補助事業』

●防災・安全交付金 (国土交通省)

⇒備蓄倉庫整備事業

(市民の防災意識の啓発)

○大規模災害において、市民一人ひとりが平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であることから、県等の関係機関と連携しながら、シェイクアウト訓練等の防災イベントや、テレビやインターネット等の様々なメディアを活用した、防災知識の普及及び防災意識の啓発を計画的に推進し実効性を高めるとともに、特に、家屋の耐震化や早期避難、備蓄などの災害から命を守る行動の実践に繋がる啓発事業を推進する。【危機】

1-1 1-3 1-4 1-5 1-6 2-1 2-3

(自主防災組織等の活性化推進)

○大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切であることから、自主防災組織の資機材整備の補助事業や自治会長等に対する研修会、出前防災講座等の実施により、本市における自主防災組織の育成・活性化を支援する。【危機】 【消防】

○地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の活動を活発化するため、

継続して防災士の養成研修を実施するとともに、県やNPO法人宮崎県防災士ネットワークと連携して、防災士のスキルアップ講座等の実施により、防災士の能力向上を図る。【危機】【消防】

1-1 1-3 1-4 1-5 1-6 2-2 2-3 4-2 7-1 8-3

(学校における津波避難対策)

○津波を含めたあらゆる自然災害に備え、県が作成した「防災教育の手引き」や「防災教育資料集」、DVD教材の活用により教職員の災害対応能力を向上させるとともに、小中学校の発達段階や各地域の実情に応じた計画的・系統的な防災教育を推進する。【教育】

○防災リーダー養成研修を受講した高校生を中心に、学校やその周辺地域住民と連携した防災への取組を推進していく。【教育】

1-3

(災害情報の迅速・的確な伝達手段の確保、災害情報伝達手段の多様化)

○津波発生や避難に関する情報を時間・地域によらず市民や観光客等に確実に伝達するために、同報系の防災行政無線や戸別受信機の整備を促進するとともに、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、携帯電話、テレビ・ラジオ、CATV、防災ラジオ等様々な伝達手段を確保し、海水浴場や釣り場などの海岸及び港湾の管理者に対し、レジャー客、水産事業者及び港湾労働者への情報伝達手段を確立するよう要請する。また、防災・防犯メールサービスへの登録など、市民等へ情報伝達手段の周知・啓発を推進するとともに、本市における防災行政無線等の整備、災害情報共有システム(Lアラート)を活用した災害情報の提供等、情報提供手段の多様化を促進する。【危機】【企画】【各局】

○今後増加が予想される訪日外国人旅行者や国内旅行者に対する津波避難情報の提供や避難誘導等の対策を推進する。【危機】【企画】【各局】

○多くの利用者が集まる施設に対し、災害時の避難等に関する認識や理解を得られる様、関係機関と連携を行う必要がある。【危機】【各局】

1-3 1-6 4-2

『関連補助事業』

●無線システム普及啓発支援事業費等補助金(総務省)

⇒地上機開放等に関する耐災害性強化支援事業

●防災・安全交付金(国土交通省)

⇒津波避難施設整備事業

(市民への広報、広聴機能の整備)

○市ホームページや防災・防犯情報メール、市SNS（ツイッター、フェイスブック）を活用して速やかに災害・緊急情報を発信できる体制を整えるために、担当者以外の職員についても情報発信手順を習得する。また、広聴・情報収集手段として双方向の通信が可能なSNSの活用を推進するとともに、その他有効な手段について検討を行う。【企画】【危機】

2-2

(災害発生時の情報発信)

○災害の種類、規模、経過時間などに応じて、速やかで的確な情報発信が可能となるよう、あらかじめ発信する情報の内容と伝達手段について検討を進める。【企画】【危機】【環境】【農政】

○災害発生時において、国内外に正しい情報を発信するため、(公社)宮崎県物産貿易振興センターや会員企業等と連携し、特産品の製造や販売の状況等の発信すべき情報や発信の方法等を検討する。【商工】

7-7

(消防力の充実・強化)

○消防本部等の施設・設備等の整備、消防団員の確保など本市の取組を支援するとともに、消防職員・消防団員等の教育・訓練を実施するなど消防力の充実・強化に努める。【危機】【消防】

2-3 2-4 5-3 7-1 7-2 8-3

(消防施設における非常用電源設備等の整備)

○大規模災害時に住民からの通報を受信する電話回線や業務の遂行に必要な消防無線を使用するために、通信回線の冗長化の状況及び非常用発電設備の有無、運転可能時間、燃料の供給状況を確認し、災害に対応できる必要な措置を講じる。【危機】

3-1

(ヘリ関係機関の連携強化)

○大規模災害発生時にヘリコプターによる迅速な情報収集や救助を効率・効果的かつ安全に活用するため、平常時よりヘリコプターの運用調整を行うとともに、ヘリコプター活動拠点を確保するなど必要な環境整備を推進する。【危機】

1-3

(ヘリコプターによる孤立集落支援)

○孤立集落に対する救急救助活動、救援物資搬送等を行うためにはヘリコプターの活用が不可欠であるため、定期的な整備による防災ヘリの信頼性向上を図るとともに、ヘリの離着陸場の確保等活動のための体制を整備する。加えて、自衛隊ヘリコプターや他の都道府県防災ヘリコプターの協力が必要となる場合を想定し、災害発生時に円滑なヘリ運用が図れるヘリ運用調整会議等により事前の検討を行うとともに、総合防災訓練等による連携強化を図る。【危機】

2-3

【指標】

- ・市民意識調査における災害の備えをしている人の割合 43.7% (H30)
- ・自主防災組織活動カバー率 82.73% (R1)
- ・防災士数 4800人 (R2) ※県内
- ・人口千人当たりの消防団員数 1841名 (R1)

2 住宅・都市

(建築物の耐震化)

○耐震改修促進法に基づく特定建築物等の耐震化率は年々向上しているものの、公共建築物に比べ民間建築物の耐震化率は低い状況にあることから、耐震性が不足していると見込まれる建築物に対して、耐震化の必要性について啓発するとともに、大規模な民間建築物に対しては、耐震改修費等の補助事業を活用した耐震化を促進する。また、耐震改修工事が必要と見込まれている市庁舎に対しては、耐震改修費等の補助事業(長寿命化事業等)を活用し、公共施設等の適正な管理を推進する。【建設】 【福祉】

1-1 1-2 7-3

『関連補助事業』

●防災・安全交付金(国土交通省)

⇒住宅・建築物耐震改修事業

⇒延岡市安全・安心な暮らしを支える地域づくり

●保育所等整備交付金(厚生労働省)

⇒利用定員の拡大や既存建物の老朽化等を理由とした保育所等の整備等への一部助成

●地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(厚生労働省)

⇒老人福祉センター耐震化工事

(住宅の耐震化)

○住宅の耐震化率は年々向上しているものの、全国平均値約82%には届いていない状況にある。耐震性が不足していると見込まれる住宅の約95%を占める木造戸建住宅や危険なブロック塀に対して、耐震化の必要性の啓発や耐震診断・耐震改修費の補助事業等による耐震化を推進する。【建設】

1-1 7-3

『関連補助事業』

●防災・安全交付金（国土交通省）

⇒住宅・建築物耐震改修事業

⇒木造住宅耐震化促進事業

⇒危険ブロック塀当除去推進事業

(沿道建築物の耐震化)

○沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、耐震改修促進法に基づき、耐震診断の実施を義務付ける緊急輸送道路等の指定について検討を進める。【建設】

1-3 2-7 4-1 5-4 6-4 7-3

(学校施設の耐震化)

○避難所の確保及び余震等による避難者の安全確保のため、避難所に指定されている市立学校における非構造部材の耐震化や施設の老朽化対策を着実に推進するとともに、避難所として指定されている公立小中学校においても耐震化等が早期に完了するよう助言を行う。【企画】【教育】

1-1 2-2 3-1

『関連補助事業』

●学校施設環境改善交付金（文部科学省）

⇒防災機能強化事業

⇒大規模改造（トイレ）事業

(大規模盛土造成地マップの作成・公表)

○大規模地震等においては、大規模な盛土造成地での滑動崩落の危険があることから、これらの大規模盛土造成地の有無とそれらの安全性の確認及び予防対策が必要であるため、本市におけるこれらの位置図の作成・公表を促進する。【建設】

1-1

(上水道施設等の耐震化)

○上水道施設の耐震化及び老朽化対策が進められているが、事業費用が多額であることなどから、現状でその耐震適合率は約3割程度にとどまっている。耐震化推進のために、水道事業者にアセットマネジメントの実施や、公共施設、避難所や医療機関等の重要給水施設への管路を優先して耐震化を進めるよう、国の交付金制度の活用等も含め計画的な施設整備について指導するとともに、大規模災害時に速やかに復旧するために防災訓練の実施を促進する。【水道】

2-1 2-6 6-2

『関連補助事業』

- 都市公園事業交付金、都市公園安全・安心対策事業交付金（国土交通省）
⇒上水道施設等の耐震化

(下水道施設の災害対策)

○下水道施設（処理場、主要な管渠等）の耐震、耐津波対策を促進し、被災時の公衆衛生を確保する必要がある。また、被災時における下水道機能の継続、早期回復が図られるよう下水道BCPに基づく防災訓練の実施を促進する。また、下水道施設のストックマネジメント（長寿命化）対策等による戦略的な維持管理・更新を行う。【水道】

2-8 6-3

『関連補助事業』

- 防災・安全交付金（国土交通省）
⇒下水道施設の戦略的維持管理・更新
⇒下水道施設の耐震・耐津波対策

(下水道による浸水対策)

○内水浸水被害の解消及び軽減のため、ポンプ場や雨水幹線の排水設備の整備を引き続き促進する。【水道】

1-4

(埋設ガス管の耐震化)

○市有施設の敷地内の埋設ガス管の耐震対策の完了していない施設は、耐震性に優れたガス管への交換に努める。【建設】 【教育】

1-1

(被災建築物応急危険度判定士等の確保)

○大規模地震等で被災した建築物及び宅地等における二次的な被害を防ぐため、建築物及び宅地の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険度判定・表示を行う「被災建築物応急危険度判定士」及び「被災宅地危険度判定士」の養成を継続し、登録を推進する。【建設】

7-3 8-2 8-6

(不特定の者が利用する建築物の防火対策)

○建築基準法に基づく特殊建築物について、防火設備、避難設備の整備等、建築物の維持保全が適正に実施される必要があるが、平成28年6月1日に施行された改正建築基準法により、所有者等が定期的に点検・報告を行わなければならない対象建築物等の範囲が大幅に拡大されたため、定期報告制度が的確に実施されるよう体制整備を推進する。【建設】

1-2

(住宅の火災予防対策)

○住宅用火災警報器の既存住宅への設置について、広報紙等の各種メディアや消防防災関係イベントを利用した広報啓発に加え、消防本部や消防団による個別指導など、現在行われている取組を継続する。【危機】

1-1 7-1

(街路事業の推進)

○市街地等において、都市の骨格となり、避難路として機能する街路の計画的な整備を推進する。【建設】

1-1 1-3 7-1

『関連補助事業』

●社会資本整備総合交付金(国土交通省)

⇒避難路【市町村】の要対策箇所における安全確保

(防災空間の確保)

○土地区画整理事業等により、大規模地震等において延焼を防いだり、一時避難場所等の防災空間となる道路・公園等の整備を促進する。【建設】

1-1 7-1

(市街地等の幹線道路の無電柱化)

○大規模地震時に被害を受けやすい電柱の脆弱性を解消するため、関係機関と連携して幹線道路の無電柱化を推進する。【建設】

1-1 7-1

(津波避難施設の整備、津波避難場所の確保)

○民間ビルの避難ビル指定や公共施設、高台などの活用促進を進めるとともに、避難場所の整備を促進する。また、周辺に避難できる高層ビルや高台等がなく、避難が困難な地域については、津波避難タワーや公民館等に避難場所としての機能を付加した複合施設などの新たな避難施設の整備など地域の実情に応じた対策を促進することにより、特定避難困難地域（近くに高台がなく高い建物もない地域）を解消する。【危機】 【建設】

1-3

(避難場所に指定された都市公園の計画的な更新・補修の促進)

○避難場所に指定された都市公園における、施設の計画的な更新・補修を行うことにより、安心な都市空間の形成を促進する。【建設】

1-1 7-1

『関連補助事業』

●防災・安全交付金（国土交通省）

⇒延岡市都市公園施設長寿命化対策支援事業

●都市公園事業交付金、都市公園安全・安心対策事業交付金（国土交通省）

⇒緊急自然災害防止対策事業（都市公園防災）

(学校施設の安全確保)

○非構造部材の耐震対策や施設の老朽化対策、避難所設置時に特に必要となるトイレ等施設の老朽化対策を着実に推進する。【教育】

1-1

『関連補助事業』

●学校施設環境改善交付金（文部科学省）

⇒防災機能強化事業

⇒大規模改造（トイレ）事業

(市立都市公園施設等の防災対策)

○市都市公園施設等については、公園利用者の安全対策さらには、一時待避施設や防

災拠点としての機能を発揮するため、各施設の耐震化等を推進する。また、公園利用者の津波からの避難を着実にを行うため、避難場所や避難路の確保、避難ルートの周知など、ハード・ソフト対策等を総合した津波避難対策の検討を推進する。【建設】

1-2 1-3

『関連補助事業』

- 都市公園事業交付金、都市公園安全・安心対策事業交付金（国土交通省）
⇒緊急自然災害防止対策事業（都市公園防災）

（応急仮設住宅供給体制の充実）

○災害時の仮設住宅の建設候補地（市営住宅含む）を早期に確保するため、本市で進めている候補地台帳の整備において、国有地、県有地を含めた候補地の積み増しの強化を図るとともに、応急復旧のための建築技術者等の応援協力要請を行う。

【建設】

8-3 8-6

（事業者等と連携した帰宅困難者支援）

○コンビニエンスストア等と帰宅困難者支援のための水・食料・トイレ使用等の協定を締結しているが、今後も協定拡大を検討する。【危機】

2-6

（一時避難所としての都市公園の整備）

○帰宅困難者や負傷者の安全確保を目的に、一時避難施設としての都市公園の整備を促進する。【建設】

2-6

（中山間地域の振興・地域コミュニティの活性化）

○過疎化等による地域コミュニティの衰退は、災害により加速され、災害後の復旧・復興の活力が失われるおそれがある。災害後も地域の生活機能等が維持されるよう中山間地域の維持・活性化を図っていくため、住民自らの手による主体的かつ意欲的な取組を支援する。【企画】

2-2 2-3 7-6 8-2 8-3

【指標】

- ・市街地等の幹線道路の無電柱化率 1級市道（0.01%）、2級市道なし、その

他市道（0.00068％）（R1）

- ・下水道による都市浸水対策達成率 46％（R1）
- ・「いきいき集落」認定数（延べ数） 8か所（R1）

3 保健医療・福祉

（福祉施設BCPの策定促進）

○高齢者、障がい者等の要配慮者が利用する福祉施設の被災及び機能停止は、利用者の生命に関わることから、各施設に対して、施設や設備の耐震化、水や食料の備蓄などの災害対策を強化するとともに、被災後の事業の継続や早期の復旧に関するBCPの考え方も踏まえた防災対策計画の策定を働きかける。【福祉】

2-1 2-5

（医療BCPの策定促進）

○災害時における病院の被災状況、地域における病院の特性、地域でのニーズの変化に耐えるため、病院機能の損失を出来るだけ少なくし、機能の立ち上げ・回復を早急に行い、継続的に被災患者の診療にあたれるよう、病院におけるBCPの考え方に基づいた災害対応マニュアルの策定を働きかける。【福祉】

2-1 2-5

（医療施設における非常用電源、受水槽の整備）

○国庫補助制度等を活用できる医療施設については、非常用電源、受水槽の整備を進めるよう働きかける。【福祉】

2-5

（災害時の医療体制整備）

○災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害医療従事者の受け入れが円滑に行われるよう、災害拠点病院との連携体制の構築を図る。【福祉】

○救護所・避難所等における医療や健康管理、被災地の病院・診療所への医療支援を行う日本医師会災害医療チーム（JMAT）等の医療救護班との連携体制の構築を図る。【福祉】

○広域災害救急医療情報システム（EMIS）での入力・情報共有が図られるよう、市や医療施設の関係者を対象にした研修会を県と協力し開催する。【福祉】

2-7

(ドクターヘリの運用、航空搬送拠点臨時医療施設の運営)

○定期的な災害派遣医療チーム(DMAT) 隊員による会議に参加し災害医療体制の構築に向けた協議を行うとともに、総合防災訓練等により関係機関との連携強化を図る。【福祉】

2-7

(孤立集落における医療確保)

○県と国立大学法人宮崎大学における「宮崎県防災救急ヘリコプター医師現場投入活動実施に関する協定」により陸路でのアクセスが困難な地域等に対する医師の投入の運用を開始しており、今後も訓練等を通じて円滑な運用を図る。【危機】【福祉】

2-3

(医薬品等の確保対策)

○災害時における支援活動に関する協定締結団体等との連絡調整会議を定期的に開催し、災害時に必要とされる医薬品、医療機器等の円滑な供給体制の整備を進める。【福祉】

2-1

(被災地における感染症予防・衛生対策)

○避難所における感染症予防・衛生対策のため、平時から予防接種を促進し感染症の発生を防止する。消毒や害虫駆除においては、迅速適確に実施できるように県との連携を強化する。【福祉】

2-8

(避難者の健康対策)

○避難所生活者等の健康悪化や災害関連死を防ぐため、県や関係機関と連携し、災害時における被災者の健康支援体制を整備する。自宅避難者、車中泊等の避難所外の被災者の健康対策についても、県、民間団体、ボランティア等との連携による被災者の把握方法及び支援方法について検討を進める。【福祉】

2-2

(要配慮者対策の推進)

○要配慮者は、高齢者、障がい者、外国人等によって必要とする支援が異なることを踏まえ、災害発生時等に要配慮者に対する支援が円滑に行えるよう、啓発イベントや出前防災講座等を通じた的確な広報・周知や、本市が行う住民等への啓発パンフレットの作成・配布等を行う。【危機】【福祉】【商工】【教育】

○要配慮者に対しては、個々の状態に配慮した情報提供、避難誘導、避難所運営等、きめ細かな対応が必要であり、関係施設、自主防災組織、ボランティア団体等と連携を図りながら、要配慮者が迅速に避難できるよう、防災商品の普及、バリアフリー化、文字や音声及び多言語やわかりやすい言葉・文字による情報の提供等の各種対策に取り組む。【危機】【福祉】【商工】【教育】

○要配慮者の避難については、市だけできめ細かい対応を行うことは困難であることから、要配慮者の特性に応じた地域における共助が重要である。また、避難支援者自身の安全を確保することも重要であることから、支援者に全ての責任を負わせることのないよう取り決めをしておくほか、支援者の安全を考慮した地域住民や福祉施設等の参加する避難訓練の実施を促進する。【危機】【福祉】【商工】【教育】

1-3

(高齢者・障がい者・こども関連施設の防災対策)

○定期的実施する指導監査による確認・指導を通じて、非常災害に関する具体的計画の作成や避難体制の整備、避難訓練等実施等防災対策の徹底を図る。【福祉】

○「認知症高齢者グループホーム等支援事業等」を活用し、地震等防災対策上必要な補強改修・用途変更に必要な改修、老朽化に伴う修繕(既存建物の改修により設置したもの)等に対する支援を行い、介護サービス利用者の安全性確保を図る。【福祉】

1-1

『関連補助事業』

●地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(厚生労働省)

⇒認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

(避難行動要支援者対策の推進)

○要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難で特に支援を要する避難行動要支援者の避難等を円滑に行うため、避難行動要支援者の名簿を作成するとともに、避難情報の伝達方法や避難行動の支援者などを個々に応じて決めておくことが重要であることから、国の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づき取り組む。【危機】【福祉】【教育】

○津波浸水想定区域、土砂災害警戒区域等にある医療・福祉施設においては避難計画の策定や訓練等を実施するなど入所者等の安全な避難を図る。【福祉】【教育】

○民生委員・児童委員制度の周知及び業務負担の緩和等による担い手の確保、並びに区割りの見直しによる民生委員・児童委員の適正配置を促すことにより、欠員地区の解消を着実に推進する。【福祉】【教育】

(福祉避難所の整備)

○一般の避難所では生活が困難な要配慮者等を受け入れるため、本市における福祉避難所の確保を促進するとともに、民間ホテル等への要配慮者の受け入れについて検討を進める。【危機】 【福祉】

2-2

(災害時の福祉体制整備)

○福祉分野における、発災直後からの能動的・機動的な対応や、被災地外からの支援と被災地ニーズとのマッチング調整等のための、福祉版DMA Tにあたる「災害派遣福祉チーム」の創設など、関係機関・団体との広域的な応援協力体制を構築する。【福祉】

2-7

(災害ボランティアの体制強化)

○ボランティア体験月間や情報発信、災害ボランティアセンター運営研修会や設置運営訓練などの事業を実施している市社会福祉協議会等と連携し、平常時から市民等に対するボランティア活動の普及・啓発に努めるとともに、災害ボランティアセンターが円滑に設置・運営されるための体制の整備を促進する。【企画】

2-2 8-3 8-6

(民生委員・児童委員の確保)

○民生委員・児童委員制度の周知及び業務負担の緩和等による担い手の確保、並びに区割りの見直しによる民生委員・児童委員の適正配置を促すことにより、欠員地区の解消を着実に推進する。平成26年度に「宮崎県民生委員・児童委員の定数を定める条例」及び「宮崎県民生委員の定数に関する規則」を制定し、突発的な災害で民生委員・児童委員を増やす要請があった場合でも対応可能としたところであり、理解を得ながら規則の趣旨等の定着に努める。【福祉】

8-3

(被災者の生活再建支援)

○被災者生活支援措置（被災者生活再建支援制度、災害弔慰金、災害援護資金、生活福祉資金の貸付、母子父子寡婦福祉資金、災害時安心基金等）の制度内容及び手続についての本市の理解促進を図るとともに、市町村間の応援体制の検討等により迅速かつ円滑な実施体制の構築に努める。【福祉】

【指標】

- ・民生委員・児童委員充足率 94.1% (R1)
- ・福祉避難所指定箇所数 13 箇所

4 エネルギー・情報通信

(再生可能エネルギーの導入)

○庁舎や学校、避難誘導道路等の災害時に不可欠な機能を有する施設や防災拠点に、太陽光発電などの再生可能エネルギー等の設備を導入することにより、大規模災害時等に備えた災害に強い地域づくりを推進する。

2-5 3-1

『関連補助事業』

●二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境省）

⇒公共施設への再生可能エネルギー設備の導入及び使用

(災害時における優先供給施設等への燃料供給)

○災害時に国及び県の燃料供給計画や協定に基づく供給が円滑に進むようにマニュアルを整備するとともに毎年度、優先供給施設の情報更新を行い関係機関との情報共有を推進する。また、協定を締結している石油連盟や県石油商業組合と中核SSや優先供給施設などの情報共有を行うとともに、県や市の防災訓練において供給体制の検証を行う。【危機】

2-1 2-5 4-1 4-2 5-2 6-1

『関連補助事業』

●災害時に備えた社会的重要インフラへの自営的な燃料備蓄の促進事業費補助金（経済産業省）

⇒供給網途絶時のエネルギー安定供給の確保

(災害対応機関における備蓄)

○関係機関において災害時の初動対応に必要な燃料の備蓄を行うとともに、業界団体と協定を結んで燃料の供給を受けられる体制を構築する。【危機】

2-5

(電力事業者における災害対策)

○電力事業者における災害予防措置の徹底を要請するとともに、大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について日頃から連携の強化を図る。

【危機】

4-1

(情報インフラの確保対策)

○社会経済システムが機能不全に陥らないためには、情報通信業と各産業との間には複雑な相互依存関係が存在しており、そのような相互依存関係の見える化を図った上で脆弱性の評価の検討を進める。【危機】

○国、県、関係事業者との連携を強化し、あらゆるメディアを駆使して災害情報が一人ひとりに伝わる仕組みを構築する。また、Lアラートの普及とライフライン情報の拡大等発信情報の品質向上や情報の更なる利活用に向けた取組を推進する。【危機】

4-1

(宮崎情報ハイウェイ 21 の適切な運営・管理)

○「宮崎情報ハイウェイ 21」については、冗長性や迂回経路の確保等、一定の耐災害性が確保されているところではあるが、被災想定箇所における光ファイバー区間の地中化やバックアップ回線の確保、拠点施設や機器の多重化、アクセスポイントの強化等、費用や効果等を比較・検討しながら、耐災害性の強化を着実に進めていく。【企画】

4-1

(放送事業者・通信事業者における災害対策)

○放送事業者及び通信事業者における災害予防措置の徹底を要請するとともに、大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について日頃から連携の強化を図る。【企画】【危機】

4-2

『関連補助事業』

●無線システム普及啓発支援事業費等補助金（総務省）

⇒民放ラジオ難聴解消支援事業

(防災拠点における無線 LAN 環境整備)

○市庁舎等の防災拠点において、災害時にスマートフォンやタブレット等で必要な

情報が入手できるよう無線 LAN 環境の整備を検討する。【企画】【危機】【教育】

4-1

『関連補助事業』

●無線システム普及啓発支援事業費等補助金（総務省）

⇒公衆無線LAN環境整備支援事業

（避難施設における通信整備の確保）

○本市と通信事業社の協定等による指定避難所における災害用通信設備（災害用特設公衆電話・特設公衆WiFi）の整備を促進する。【危機】

○津波からの緊急避難場所として整備する避難タワーで携帯電話が使用出来るように非常用電源設備の設置や災害用通信設備（特設公衆WiFi）の整備について検討を進める。【危機】

1-3 2-2 2-3

5 産 業

（企業防災の促進）

○BCP策定セミナーの開催及び策定支援のためのワークショップを開催し、企業のBCP策定の促進を図る。【商工】

5-1 5-2 5-3 5-5 6-1 7-2 7-7 8-6

○企業等が、平常時から、地方公共団体の防災部局や消防団、自主防災組織等の地域防災を担う団体と連携を深めるとともに、防災の観点からの企業の社会貢献が活発となるよう啓発を推進する。【危機】

1-1 5-1 5-3

（事業所等における備蓄促進）

○事業者等において帰宅困難な従業員のための備蓄等を促進する。【危機】

2-6

（耐震改修等を行う中小企業等への金融支援）

○大規模災害が発生した場合、不特定多数の者が利用する中小企業の建築物の倒壊により多数の人的被害が想定されるため、県中小企業融資制度の活用を通じて、BCPに基づく施設整備や耐震改修に取り組む中小企業者に対する金融支援を行う。【商工】

(被災中小企業等の再建支援)

○被災中小企業の再建を促進するための金融支援が円滑に実施されるよう関係金融機関等と連携し、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、融資制度の弾力的運用等、必要な対策について事前に想定しておく。【商工】

5-1 8-6

(災害による離職者の支援)

○現在、県内の中小企業労働者で、生活費や子息の教育費に困窮した方に対する金融支援（中小企業勤労者支援融資（ハッピーローン貸付））は、県が15,000千円を九州労働金庫に預託し、同金庫は当該資金を協調倍率4倍（60,000千円）にして、中小企業の労働者の生活資金及び教育資金として基準に基づき貸し付けているが、地震等により離職を余儀なくされた中小企業労働者でも、この貸付制度の利用ができるよう九州労働金庫等と協議・検討していく。【商工】

○地震等により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、本庁（雇用労働政策課内）と県の3総務商工センターで、平日の勤務時間内に開設している労働相談窓口について、時間外や窓口の設置場所等のあり方を検討していく。また、離職者への求人情報等の提供を行う労働局と引き続き連携を図り、速やかに対応できるよう協議・検討していく。【商工】

8-6

(食品事業者等との連携強化)

○災害時にも食品流通に係る事業を維持もしくは早期に再開させることを目的として、市、食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）等における連携・協力体制やサプライチェーンに係る企業連携型のBCPについて検討を進める。

【企画】【危機】【商工】【農水】

5-5

(旅行者等への防災対策)

○スポーツキャンプや市内各地の観光地を訪れている観光客の安全を確保するために、各施設へ避難所の周知や避難場所の掲示を行うなど県や観光事業者等と連携した危機管理対策を進める。【危機】【商工】

○今後増大が予想される訪日外国人旅行者や地理に不案内な国内旅行者等についても災害時に支援が必要であることから、通信環境の整備や全国で規格統一された災害種別避難誘導標識システムを取り入れるなど、外国人や旅行者等への防災情

報の提供等について対策を進める。また、ホテル・旅館、旅行関係事業者への研修会等を通じて旅行者の安全対策の意識啓発を図る。【危機】【商工】

1-2 1-3 1-6 2-2 2-6

(観光客誘致対策)

○災害後の安全性への不安により本市への旅行等を控える観光客対策として、県や観光事業者等と協力して災害等に関する正確な情報を収集するとともに、観光地についての正確な情報の発信やプロモーションを行う。【商工】

7-7

(危険物保管施設及び高圧ガス設備等の安全確保等)

○消防法危険物、高圧ガス及び火薬類等の各種危険物に係る貯蔵や取扱い等について関係従事者への指導を強化するとともに、消防本部や関係保安団体と連携を図りながら、産業保安の確保を促進する。【危機】【消防】

5-3 7-2 7-5

【指標】

・商工会議所・商工会BCP策定率 0% (R1)

6 交通・物流

(緊急輸送等のための交通インフラの確保)

○東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく。【建設】

2-1 2-3 2-4 2-6 2-7 5-1 6-4

○緊急輸送道路の整備を推進する。特に、地域間連携のための交通ネットワークを形成する幹線道路、さらに、高規格幹線道路などへアクセスする国県道、市道について整備を優先的に推進する。【建設】

2-1 2-3 2-4 2-6 2-7 5-4 5-5 6-4

○緊急輸送道路の一般橋について、兵庫県南部地震と同程度の地震動に対して落橋などの甚大な被害を防ぐ対策を進めてきたが、今後は、特殊橋の耐震対策及び一般橋の耐震レベルの引上げを計画的に推進する。【建設】

2-1 2-3 2-4 2-6 2-7 4-1 5-4 5-5 6-4 8-4

○緊急輸送道路における落石や斜面崩壊等の恐れのある要対策箇所を中心に落石防止網等の法面対策等を推進する。【建設】

2-1 2-3 2-4 2-6 2-7 5-4 5-5 6-4

○山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策を推進するとともに、農道橋・林道橋、農道トンネル・林道トンネルに関する個別施設計画を策定する。【農水】

2-1 2-3 2-4 2-6 2-7 5-5 6-4

『関連補助事業』

- 社会資本整備総合交付金（国土交通省）
⇒市町村間の道路ネットワークの構築による安心・安全な地域づくり支援
- 地方創生整備推進交付金（内閣府、林野庁）
⇒地域間連携のための交通ネットワークの再構築・サービスの効率化
⇒山間地における交通ネットワークの整備
⇒地域再生計画で計画した林道の開設・舗装事業
- 防災・安全交付金（国土交通省）
⇒狭あい道路整備等促進事業
- 道路メンテナンス事業（国土交通省）
⇒橋梁・トンネル（市町村）の的確な維持管理の推進
- 森林環境保全整備事業（林野庁）
⇒林道法面整備事業
- 林業・木材産業成長産業化促進対策交付金事業（林野庁）
⇒林道法面整備事業
- 農山漁村地域整備交付金（農林水産省）
⇒橋梁・トンネル（林道）の保全対策
⇒橋梁・トンネル整備事業

（緊急輸送道路等の早期啓開体制整備）

○「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく宮崎県実施計画における緊急輸送地域ルート of 早期啓開を図るため、国・県・建設業者等と連携し、啓開体制を構築する。【危機】【建設】【農水】

2-1 2-4 2-6 2-7 6-1 8-2

○同時発生した多数の集落における孤立化の早期解消を図るため、大規模災害を想定した迅速な道路啓開方法等について、国・県・建設業者等と連携して検討を進める。【危機】【建設】

2-3

(高速道路のミッシングリンクの早期解消)

○東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく。【建設】

5-1 5-2 5-4 5-5 6-1 8-4

(市街地等の幹線道路の無電柱化)

○大規模地震時に被害を受けやすい電柱の脆弱性を解消するため、関係機関と連携して幹線道路の無電柱化を推進する。【建設】

2-6 2-7 4-1 7-3

(東九州新幹線の整備計画路線への格上げ)

○広域交通の代替性を確保するため、九州知事会や関係県等と連携を図りながら、東九州新幹線の整備計画路線への格上げを国に働きかける。【企画】

5-4 8-4

(災害協定の締結等による生活物資調達)

○平成 28 年に宮崎県備蓄基本指針を策定し県・本市において備蓄すべき物資や備蓄量を定めたことから、指針に基づき市内民間事業者との協力協定等の締結を進めるとともに、災害時の調達体制について日頃から連携を推進する。【危機】【各部局】

2-1

(主要鉄道駅の耐震化等の促進)

○大規模地震等が発生した場合、鉄道等の交通施設の倒壊により、人命はもとより、避難や応急対策に障害がおよぶおそれがあるため、施設の耐震化や防災対策の強化を国や事業者に対して働きかける。【企画】【危機】

1-1 1-2 2-6 5-4 8-4

(鉄道利用者の避難対策)

○津波により被害を受けるおそれのある、鉄道などの利用者の安全確保について、施設管理者・事業者等において避難対策の徹底を図るとともに、利用者への情報提供や防災訓練の実施等、関係機関が連携して対策を進めていく。【危機】

1-3

(地域交通網の確保)

○地域コミュニティを維持する上で、地域交通は重要な要素であるため、広域的なバス路線についてはバス事業者への運行費補助等により、その維持・確保に努めると

ともに、コミュニティバス等の活用など、地域ニーズにあった交通体系の整備による集落のネットワーク化を促進する。【企画】

8-3

(物資受入体制の確立)

○南海トラフ地震などの大規模災害発生時において県外からの食料等の物的支援を円滑に受入れるため、県では国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく県実施計画を定め、広域物資輸送拠点（3箇所）の指定とともに、拠点の運営に関してトラック協会や倉庫協会と協定を締結し、専門家の支援を得ることとしている。今後は、代替拠点の充実や搬送手段の多様性を考慮し、拠点を増やすとともに拠点の運営マニュアルの整備や拠点に配置される人的支援の体制についても検討を進めるとともに、本市においても県と連動した計画の策定を推進する。また防災訓練等を通じてその実効性を高める。【危機】【各部局】

2-5

【指標】

- ・県内高速道路供用率 74% (R1)
- ・市街地等の幹線道路の無電柱化率 1級市道 (0.01%)、2級市道なし、その他市道 (0.00068%) (R1)

7 農林水産

(漁港の防災対策)

○漁港施設の耐震化や粘り強い構造の付加により、漁港機能の復旧期間の短縮や経費の縮減を図るため、外郭・係留施設の耐震・耐津波診断に基づき、耐震・耐波・粘り強い構造対策を実施する。【農水】

5-3 5-5

『関連補助事業』

●水産基盤整備事業補助金（農林水産省）

⇒漁港修築事業負担金

(農地農業用施設の保全)

○農地の豪雨による浸食防止を目的とした排水路整備を進める。また、排水機場やため池を整備することにより、農地や農業用施設の被害防止軽減を推進する。【農水】

5-3 5-5 7-6

『関連補助事業』

- 多面的機能支払交付金・中山間地域等直接支払交付金（農林水産省）
⇒農業用施設の整備や保安全管理についての補助
- 強い農業・担い手づくり総合支援交付金（農林水産省）
⇒気象災害で被災した農業用施設等の復旧に係る費用の補助

（基幹的農業水利施設の長寿命化）

○市営造成施設の長寿命化計画に基づき、ハード対策に取り組む。【農水】

5-3 5-5

（農業用ため池等の防災対策）

○人命・財産への影響のあるため池の耐震調査及び本市における「ため池ハザードマップ」を作成するとともに、近隣住民への周知を図る。また、豪雨・地震等により決壊の恐れのあるため池整備を推進する。【農水】

5-3 5-5 7-4 7-6

『関連補助事業』

- 農村地域防災減災事業（農林水産省）
⇒ため池整備事業

（森林の整備）

○人工林の生育段階に見合った適切な間伐をはじめ、再造林や鳥獣害防止施設等の整備など、計画に基づく効率的な森林施業の実行に取り組むとともに、多様な森林の造成等により樹冠や根系の発達した樹木を育て、下層や林床の植生が豊かな森林づくりを進め、表層崩壊や風害の防止機能を向上させる対策を推進する。【農水】

7-6

『関連補助事業』

- 鳥獣被害防止総合対策交付金（農林水産省）
⇒ICTを用いた有害鳥獣の分布調査等

【指標】

- ・拠点漁港の機能強化事業着手率 66.7% (R1)
- ・再造林面積 261.68ha (H30)
- ・間伐実施面積 805ha (H28)

8 国土保全

(河川堤防、海岸保全施設等の高潮、地震・津波対策)

○L1津波(比較的発生頻度の高い津波)に対しては、海岸保全施設等を整備し、海岸堤防、河川堤防等による人命、資産の保護を図ることとし、L2津波(最大クラスの津波)に対しては、住民避難を軸としたハード・ソフトの総合的な津波対策による人命を守るための対策を推進する。【危機】【建設】【農水】

○L1津波(比較的発生頻度の高い津波)に対する対策が必要な河川・海岸(平成25年12月設計津波の水位設定)のうち、河川単独で効果が発揮できる河川においては、河川整備計画等を策定して津波対策を積極的に推進するとともに、海岸事業と調整が必要な浦上川などの河川においても事業を積極的に推進する。また、平成27年3月に変更した「海岸保全基本計画」に基づき、津波対策が必要な海岸などにおいて積極的に事業を推進する。【建設】【農水】

○河川・海岸堤防などについては、L1津波(比較的発生頻度の高い津波)・高潮に対応する高さを確保することを基本とし、これを超える津波等に対して粘り強い構造としながら高潮、地震・津波対策を着実に推進する。【建設】【農水】

○災害を未然に防止し、被害を最小限にするため、既存の河川・海岸管理施設の老朽化対策を推進する一方、施設整備だけでは自然災害に対応するには限界があることから、関係機関が連携しながら避難体制などのソフト対策を進める。【危機】【建設】【農水】

1-3

(河川、海岸の耐震対策)

○浸水被害軽減のために、L1津波(比較的発生頻度の高い津波)対策として整備する河川・海岸施設整備については、耐震対策も検討しながら、計画的に推進する。【建設】【農水】

8-5

(河川改修等による水害対策)

○河川整備については、洪水に対する河道整備と合わせて中山間地域では宅地嵩上げを行って住家を洪水による浸水から防御する水防災事業を取り込むなど、様々な治水事業を活用しながら河川整備事業を積極的に推進する。【建設】

○頻発する水害に対する防災・減災対策として、環境に配慮しながら河川整備を積極的に推進する。【建設】

○災害を未然に防止し、被害を最小限にするため、既存の河川管理施設を適切に維持管理するとともに老朽化対策を進める。【建設】

1-4

(防災対策の推進)

○防災拠点、ライフライン施設、重要産業施設、輸送基盤施設等の被災を防ぐとともに、救助・物資等の輸送ルートを確保するため、施設周辺や道路等の防災、震災対策及び地震・津波・水害対策等を着実に推進する。【建設】

2-1 2-3 2-4 2-5 2-6 2-7 3-1 4-1 5-1 5-2 5-3 5-4
5-5 6-1 6-2 6-4 8-4

『関連補助事業』

●防災・安全交付金（国土交通省）

⇒狭あい道路整備等促進事業

(土砂災害危険箇所の周知)

○土砂災害の危険がある箇所の把握・周知に努めるとともに、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく基礎調査を促進する。【建設】

○本市において、延岡市地域防災計画への土砂災害警戒区域に係る避難場所・避難経路等の明示を早急に実施する。【危機】【建設】

1-6

『関連補助事業』

●防災・安全交付金（国土交通省）

⇒ハザードマップ作成

(山地災害の復旧や土砂流出の防止)

○山地災害危険地区の災害のおそれのある森林においては、危険地区の解消を図るために、治山施設の整備を計画的に進めるとともに危険地区の周知徹底を図るため山地災害防止キャンペーンを積極的に推進する。【農水】

○国土保全機能の保全を図るため、保安林の適切な管理・保全や改良、保安林の整備を推進する。【農水】

1-5 7-6

『関連補助事業』

●治山事業（林野庁）

⇒治山事業

(木材利用を促進する技術開発)

○森林の荒廃を防止し、土砂崩壊等の国土保全機能を十分発揮する上では、植えて、育てて、伐って利用し、また植えるという森林の循環が極めて重要であることから、木材の利用を促進するため、新たな建設資材として期待されるCLTを活用した建築構法の研究開発やその実用化に向けた取組を推進する。【農水】

7-6

(砂防関係施設の長寿命化)

○既存の砂防関係施設の機能低下を防止し、所定の機能及び性能を長期にわたり維持・確保し続けるために砂防関係施設の長寿命化計画を策定する。【建設】

7-4

(農業用ため池等の防災対策)

○人命・財産への影響のあるため池の耐震性の照査及び本市における「ため池ハザードマップ」を作成するとともに、近隣住民への周知を図る。また、豪雨・地震等により決壊の恐れのあるため池整備を推進する。【農水】

1-5

『関連補助事業』

●防災・安全交付金（国土交通省）

⇒ハザードマップ作成

●農村地域防災減災事業（農林水産省）

⇒ため池整備事業

(建設業の担い手育成)

○地震・津波、土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進行等による担い手不足が懸念されることから、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善を図る。【建設】

8-2

(水防災意識社会の再構築)

○気象変動の影響により大規模な浸水被害の発生頻度が高まることが懸念されることから、国の「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき国、県、市が連携・協力して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を進める。【危機】【建設】

1-4

(津波ハザードマップの作成促進)

- 住民の円滑な避難のため、本市における津波を想定した津波ハザードマップの整備を促進するとともに、ハザードマップを活用した津波避難計画の策定を促進する。また避難計画に基づく住民の津波避難訓練の実施を促進する。【危機】【建設】

1-3

『関連補助事業』

- 防災・安全交付金（国土交通省）
⇒ハザードマップ作成

(洪水ハザードマップの作成促進)

- 本市において、想定し得る最大規模の降雨に対するハザードマップの見直しが円滑に行われるように、想定し得る最大規模の降雨に対する浸水想定区域の指定及び公表を計画的に進める。【建設】
- 洪水時の円滑かつ迅速な避難のため、洪水ハザードマップの作成・公表を促進し、住民に分かりやすいハザードマップの見直しを促進する。また、配布されたハザードマップが有効に活用されることが大切であることから、県等と連携した啓発を推進する。【危機】【建設】

1-4

『関連補助事業』

- 防災・安全交付金（国土交通省）
⇒ハザードマップ作成

(高潮ハザードマップの作成促進)

- 想定し得る最大規模の高潮により浸水が想定される範囲を把握するため、氾濫シミュレーションを実施し、必要に応じて浸水想定区域の指定及び公表を行う。【建設】
- 浸水想定区域が指定された場合は、高潮時の円滑かつ迅速な避難のため、本市で行う高潮ハザードマップの作成・公表を促進する。また、配布されたハザードマップが有効に活用されることが大切であることから、県と連携した啓発を推進する。【危機】【建設】

1-4

『関連補助事業』

- 防災・安全交付金（国土交通省）
⇒ハザードマップ作成

(土砂災害危険箇所対策)

○土砂災害危険箇所については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく基礎調査を行うとともに、避難場所や要配慮者利用施設を有する危険箇所や中山間地域の危険箇所など災害危険度が高い箇所の整備を推進する。また併せて、発災時に避難が円滑に行われるように、ハザードマップの作成や避難体制の整備など市町村の取組を促進する。【危機】 【建設】

1-5

(内水浸水被害対策)

○内水浸水被害の解消及び軽減のため、ポンプ場や雨水幹線の排水施設の整備を引き続き促進する。【建設】

8-5

(地籍調査の推進)

○災害復旧を迅速に行うには、土地の権利関係を明確にした現地復元性のある地図を整備しておくことが必須であり、国や県に対して人員や予算確保についての啓発活動を推進する。【農水】

8-4

『関連補助事業』

●地籍調査費負担金（国土交通省）

⇒地籍調査事業

(健全な水循環の維持・回復)

○豊かな水資源を保全するため、県と連携しながら、持続可能な地下水の保全に努める。水源地域の水源地涵(かん)養機能を維持するため、県及び森林所有者等との連携協力により水源地域の保全を推進する。【企画】 【環境】

6-2

【指標】

- ・土砂災害防止法に基づく基礎調査結果公表率 警戒区域 1,179 ヶ所、特別警戒区域 1,065 ヶ所 (H30)
- ・土砂災害警戒区域指定率 53.2% (R1) 【再掲】
- ・土砂災害から保全される要配慮者利用施設（重要施設）及び避難所数：123 箇所 (R2)

- 下水道による都市浸水対策達成率 46% (R1)
- 山地災害危険地区の整備地区数 632 箇所 (H30)
- 民有保安林指定率 25.7% (R1)

9 環境

(災害廃棄物処理)

○南海トラフ巨大地震を想定し平成 28 年 3 月に策定した「宮崎県災害廃棄物処理計画」に基づく広域処理体制の構築を推進する。また、本市の災害廃棄物処理計画を策定し、その実効性を高めるとともに、災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、本市における災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードの確保等を促進する。

【環境】

8-1

(浄化槽の強靱化対策)

○浄化槽については、転換に伴う単独処理浄化槽の撤去費用の補助制度活用を働きかけるなど、既存の単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を促進する。また、平成 28 年度にGISを活用した浄化槽台帳システムを導入し、浄化槽関係団体とも連携しながら、把握情報の精度を高める。【環境】

6-3

『関連補助事業』

●循環型社会形成推進交付金（環境省）

⇒浄化槽設置整備事業

(有害物質拡散・流出の防止対策)

○有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルの見直し等を行い、国・県等の関係機関との連携を推進する。【環境】

7-5

【指標】

市災害廃棄物処理計画の策定：策定済（H29）

第5章 市計画の推進と不断の見直し

1 市の他の計画等の必要な見直し

市計画は、地域の強靱化の観点から、市計画以外の地域防災計画をはじめとする様々な分野の計画等の指針となるものであることから、市計画で示された方針に基づき、他の計画等においては必要に応じて見直すなどの所要の対応を行い、市計画との整合性を図るものとします。

2 市計画の進捗管理

強靱化の取組は、脆弱性評価の結果を踏まえ、市計画の施策の推進方針に沿って、毎年度さまざまな施策を実行していくものです。このため、市計画の進捗管理においては、指標により施策の進捗状況等の把握・分析を行い、PDCAサイクルによる点検・見直しを行うものとします。

3 市計画の不断の見直し

市計画は、長期を展望しつつ、今後の社会経済情勢等の変化に対応できるよう、延岡市第6次長期総合計画に合わせて令和8年度（6年後）を目標年次としますが、必要に応じて見直すものとします。